

# 電子マネーの将来とその法的基盤

杉浦 宣彦\*・片岡 義広†

## 要 旨

現在、国内外で交通カード等で使われはじめた IC カードが、交通だけでなく、コンビニエンス・ストアやその他の店で買い物ができるという多目的型への変化を見せている。このような動きのなかで、再び「電子マネー」という言葉が着目されるようになっている。

本稿では、このような実態を受けて、電子マネー定着に向けての法的基盤整備がどのように行われるべきかを海外の事例を織り交ぜながら検討した。まず、最初に電子マネーの法的性質について再考するため、通貨、金券、手形・小切手の定義との対比を行うとともに、電子マネーを取り巻く法制度（例：電子署名法、電子消費者契約法、出資法、銀行法、外為法等）を検討し、さらに、前払式証票規制法における前払式証票と電子マネーの共通点と違いについて、前払式証票概念の要件要素（有体物であること、有体物への金融情報の記録、情報移転と対価性、代価の弁済）やこれまでの電子マネーの法的性質論（金券説、債権譲渡構成、支払委託構成など）の視点から明らかにしている。

では、今後の電子マネー発展のために必要な法的基盤整備にはどのような点に留意すべきだろうか。それには、やはり 信認の確保、前金の保全、決済の安定性をどのように維持していくかが重要であり、そのためには、電子マネーの概念（対象範囲）をどのように位置付けるか等を検討しつつ、これまでカード型電子マネーを一部カバーしていた前払式証票規制法を改正し、現実の取引の進展と、周辺の法的基盤整備の進展にあわせた継続的見直しを行っていくことが現実的な選択ではないかと考える。なお、その場合でも、責任と規制の明確化、前金保全措置の検討とその制度、電子マネー発行体の説明義務、不正行為対策、電子マネー譲渡の対抗要件具備の問題、さらには、電子マネーの強制執行等が今後の課題として残る。

---

\* 金融庁金融研究研修センター研究官

† 弁護士（片岡総合法律事務所）

本稿の執筆に当たっては、松本恒雄一橋大学大学院法学研究科教授に有益な御意見をいただいた。

なお、本稿は、筆者両名の個人的な見解であり、金融庁の公式見解ではない。

## 目 次

1 .	はじめに	3
2 .	電子マネーをめぐる現状	5
2 - 1 .	電子マネー（プリペイドカードを含む）の現状について	5
2 - 2 .	電子マネーをめぐる我が国の法的現状について	8
3 .	諸外国の現状	27
3 - 1 .	諸外国の電子マネー事情	27
3 - 2 .	電子マネーを支える諸外国の法及び監督制度	31
4 .	電子マネーをめぐる新しい動き	34
4 - 1 .	電子マネーをめぐる新しいプロジェクト	34
4 - 2 .	新しい電子マネーの特徴と課題	37
5 .	電子マネー定着及び発展に向けた法的基盤整備	38
5 - 1 .	電子マネーの制度の現状と方向性	38
5 - 2 .	電子マネーの法的基盤整備	40
6 .	おわりに	48

## 1. はじめに

「電子マネー」という言葉が一種の流行語のように広まり、官公庁も含めたいくつもの研究会が設立され、そして、渋谷や新宿といったところで華々しく実験が行われた時から約5年もの月日が経とうとしている。その後のデビット・カードの登場等もあり、「電子マネー」という言葉自体があまり聞かれなくなってからでも、すでに丸3年の日々が過ぎた。しかし、その間も金融の電子化の動きは急速に進歩し、インターネット証券やインターネット銀行が登場、一般消費者の金融取引もかなりの部分がインターネットを利用した電子的取引で行われるようになった。その反面、電子マネーがカバーする部分として捉えられていた小額決済の部分に関しては、クレジットカードの利用が一部のコンビニエンス・ストアやスーパーマーケットで可能になったことを除けば、これまでは比較的静かな状況であった。

しかし、この静かな状況にも変化が出てきている。交通カード等で使われはじめたICカードが、交通だけでなく、コンビニエンス・ストアやその他の店で買い物ができるという多目的ICカードへの変化を見せようとしてきている。すでに近隣のアジア諸国（例えば韓国・香港・シンガポール等）では多目的ICカードは広く一般市民に使われており（もっとも、これらICカードの技術開発やICチップそれにカードそのものの生産は、かなりの部分が日本で行われており、そのこと自体は一種の皮肉にも見える。）、また、欧州でも電子マネーに関するEU指令に基づいてEU各国の法制度が整備されてきたことを背景に、フランスのMONEOのようなICカード型電子マネーの実証実験が再びスタートしてきている。

そして、わが国においても遅ればせながら、『Edy』や、今後乗車券だけでなく、物品販売への利用が予定されている『SUICA』といったICカード型のペイメントカードが登場し、一般に広く受け入れられようとしている（現在、これらは、基本的にプリペイドカードという認識である。）。また、これらに並行して、カードの形になっていないが、一定の金額を入金すると、サーバー等にその金額の分の電子的価値が保存され、それをインターネット上での取引（買い物）等で利用していく形（通称：サーバー管理型）等、様々なものが登場してきている。また、同時に、総合規制改革会議が昨年12月に出した「規制改革の推進に関する第2次答申」<sup>1</sup>においても、「銀行子会社によるネットワーク上のプリペイド事業の解禁および電子マネー業務等の取扱いの明確化」として、オフラインデビット、電子マネー業務等についての検討が行われるべきだとされ、わが国でも再び電子マネーの実現と普及へ向けての再検討を行う環境が少しずつ整ってきた感がある。

そこで、本稿では、このような状況を受け、電子マネー定着に向けての法的基盤整備がどのように行われるべきかを検討する。なお、本稿の構成としては、まず、プリペイドカードを含む電子マネービジネスがわが国においてどのように行われているか、そのビジネ

---

<sup>1</sup> 本文は、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisei/tousin/021212/index.html> を参照

ス上および法制面の現状を振り返る。そして、最近、動きが活発な諸外国（英国・フランス・香港・韓国等）の事例や様々なタイプが再び出てきている電子マネーをめぐる新しい動きを紹介する。その上で、そこから見えてくる、すでに綻びが見え始めている「前払式証票の規制等に関する法律」等の関連する法や法制度の問題点を指摘しつつ、今後、わが国の電子マネーの普及・発展に必要な法的基盤整備には何が必要か、その課題を指摘していく形にする。また、本稿では、電子マネーの範囲を広く捉え、オンライン上で決済を完了させるネットワーク型およびプリペイドカードも含むカード型の両者を対象とした検討を行う。

## 2．電子マネーをめぐる現状

### 2 - 1．電子マネー（プリペイドカードを含む）の現状について

わが国で、金銭価値を何らかの媒体に置き換えることについては、従来も商品券等で見られてきたことだが、それを、磁気カード等に入れることで、商品券のような証券の形ではなく、電子媒体に「電子的金銭価値」として価値情報を磁気カードへ入力し、物品を買ったり、サービスを受けたりできるようにしたのは、プリペイドカードが最初であった。

1980年代半ばにテレフォンカードなどをはしりにプリペイドカードは登場し、1990年には、発行者の多様化に伴う業務の適正化と消費者保護の観点から、『前払式証券の規制等に関する法律』（通称：「前払式証券規制法」）が制定された（この法や、その他の関連法規については、2 - 2において説明する）。プリペイドカードは、コインを持ち歩く必要がなく、かつ、証券の形になっていた商品券が磁気式カードに変わることで携帯がしやすくなることや、店舗サイドでも計算の手間が省けることがオペレーション上のメリットである。しかし、プリペイドカードの過去10年の経緯を振り返ると、旧来の紙ベースによる商品券類の発行は、現在も堅調に伸びているが、設備コストがかかるカード式プリペイド発行は、もともと、どこでも使えるというわけではなく、指定された店舗での買い物やサービスの提供に限られたものであるように、汎用性に限度があったため、期待ほど伸びることはなく、（乗車券等なので、「前払式証券規制法」の対象ではないが）通信・交通といったインフラサービスの一部をのぞいて、普及は比較的限られた部分にとどまり、大半は撤退、縮小の一途をたどった<sup>2</sup>。しかし、幸いにも、縮小、撤退したプリペイドカード事業の事例の多くは、供託金等による処置と事業者自身の対応により、消費者に対する被害は最小限に抑えられた。また、発行者が倒産して発行保証金の還付が行われるケースも生じたが、発行残高の2分の1の供託であるにもかかわらず、前金全額が返還されたりするケースや消費者全員が還付請求をしなかったために、発行保証金のすべてが返還されなかったケース、また、消費者の前金全額が還付されないままに元本割れしたケースなど、いくつかの課題を残した。そして、ここ、2 - 3年では、不況の影響で発行事業者（特に、地方の流通関連業者が多い）が倒産するケースがたびたび見られるようになった。このような場合において、カード読取機等まで差し押さえられたり、データの記録が残っているサーバーまでが債権者に持ち出される等の事例も発生し、結果、磁気カード残高の確認方法がなくなるケースもでてきており、カードの所持人への対応も含めて、還付金返還業務自体が各地方

---

<sup>2</sup> 予想より、普及しなかったとはいえ、それでも、社団法人 前払式証券協会等の調査によると、平成12年度の前払式証券（紙式の商品券やプリペイドカードすべて込み）年間発行枚数や発行額は、約4,386百万枚、59,801億円に及び、現在、約2000社が発行していることに留意する必要がある。

財務局に大きな負担になってきている<sup>3</sup>。

上記のプリペイドカードに対して、モンデックス、ビザキャッシュやスーパーキャッシュといったICチップ内蔵型電子マネーは、1996年から、日本の様々な場所で実証実験が行われた（例は下記の図表のとおり）が、結局ほとんどのものがうまくいかず、一部の小規模なプロジェクトを除き、市民生活に根付くことはなかった。原因としては、多くの実証実験が、交通等の日々の生活で利用するものと直接リンクしているものが少なかったこと、宣伝効果のために大都市の比較的繁華街を選んだために、周辺の住人がかえって少なく、利用者も少なかったこと、店舗教育が最後まで行き届かなかったこと、他のサービスとの連携が少なく、利用者にとって、電子マネーを持つ意味を今ひとつ理解させるにいたらなかったこと、また、別の側面ではあるが、実証実験をしている間にデフレが進行し、電子マネーの滞留資金による運用益が発行体からなくなってしまったことで、発行体にとっても収益上の魅力がなくなったこと等、さまざまな理由がある。

電子マネーに関する法や経済面・金融論からの検討は、1996年から1998年までは旧大蔵省主導で「電子マネー及び電子決済に関する懇談会」（通称：第1次マネ懇）や「電子マネー及び電子決済の環境整備に向けた懇談会」（通称：第2次マネ懇）等の会合・検討会を始め、一時期は、他省庁・日本銀行を含め、様々な検討会を通じて行われた。そして、『電子マネー法』制定に向けた動きもあったが、わが国のみならず、諸外国でも実証実験がうまく進行しなかったのを見て、法制定にまでは至らなかった。

以上のようにわが国では電子マネーは普及せず、また、磁気式のプリペイド・カードも交通・通信・デパートの共通商品券等を除けば、これまでは比較的小規模な形であった。状況が変化してきたのは、2000年前後からであるが、これは、『4．電子マネーをめぐる新しい動き』の部分で紹介することにする。

#### （表）国内の主な電子マネー実験

実施時期	プロジェクト	タイプ	運営主体。参加企業	概要
99.4 - 2000.5	スーパーキャッシュ共同実験（新宿）	ICカード型	都市銀行9行、横浜、千葉、常陽、東京相和、三菱信託、NTTなど	ICカード <sup>*</sup> を利用して、バーチャルモール及び実店舗での実験の双方を行うプロジェクト。カード <sup>*</sup> 上限10万円。
98.7 - 99.10	渋谷VISAキャッシュプロジェクト	ICカード <sup>*</sup> 型	都市銀行8行、横浜銀、平成信金、	VISAキャッシュあるいは、クレジットカード <sup>*</sup> と一体化したICカード <sup>*</sup>

<sup>3</sup> このような状況を受けて、本年も含め、ここ数年、カードリーダー仕様の標準化等を検討する研究会・検討会が発行事業者やメーカーを中心にして前払式証票発行協会の主催で開かれている。

	エクト		DC, UC、日本信販、日立、NEC 他	発行による実験（モニター10万人）
98 . 12 -	サイバーキャッシュ社 サイバーコインサービス	ネットワーク型	VISA, Master, サイバーキャッシュ（株）	バーチャルモール上での小額電子決済サービス（25円 - 1000円レベル）
98.9 99.3	サイバービジネス協議会インターネットキャッシュ	ICカード型	NTT, 富士通、日立等 34社（銀行は、東海、大和、全信連等）	参加企業の社員1000人程度を対象にバーチャルモードでのみ取り扱うネットワーク型の実験。
98.2 -	郵貯 ICカード 実験（大宮）	ICカード型	郵政省	キャッシュレスショッピングにも利用可能な郵貯のキャッシュカードと一体型のICカードを利用した実験（モニター7万人）。キャッシュカードのIC化及び、クレジットカード機能の追加を検討中。
97.2 - 98.12	スマートコマースジャパン神戸実験（第一次）	ICカード型	ダイエーOMC、住友クレジット、ミリオ、日本信販	クレジットおよびプリペイドカードによるICカードを利用した実験（モニター3万人規模） 通産省電子商取引推進事業
97.7 - 98.2	エレクトロニック・マーケットプレイス（三鷹）	ICカード型	JCB、野村総研、イオンクレジット、日本IBM	クレジットおよびプリペイドカードによるICカードを利用した実験（モニター1万人規模） 通産省電子商取引推進事業
継続中	モンデックス電子マネー	ICカード型	USJ、JCB、マスターカード	3社が電子マネー「モンデックス」のフランチャイズ権を獲得、今後、事業展開を行なう予定。
97.12 -	大学生協	ICカード型	DKB、東京三菱、富士、NTTデータ	各大学の生協でキャッシュカード一体型電子マネーを利用（約10大学の生協にて利用）。

（資料）各社 Web サイトを参考に作成。なお、参加企業や運営主体については、プロジェクトが行われていた（もしくは行われている）時の運営主体名で載せている。

## 2 - 2 . 電子マネーをめぐる我が国の法的現状について

### 2 - 2 - 1 . 各種決済手段についての法的定義と法的性質について

#### 2 - 2 - 1 1 . はじめに

電子マネーという用語は、多義的に用いられ、電子マネーの法律問題を論じる場合であっても、経済的、機能的な用語や、定義されていない用語を用いて定義され、論じられる場合が多い<sup>4</sup>。これは、電子マネーに関する法律がない結果、実定的な法律上の定義もなく、社会現象として論じられたり、立法論的に論じられることからやむをえない面もある。

しかし、法律論を論じるときは、できる限り法律概念で定義して論じられるべきであろう。ここでは、まず、法律の原点に立ち返って、「マネー」の法的定義について検討し、「マネー」に類似するものについて、その法的定義と法的性質について見ていくことにする。

#### 2 - 2 - 1 - 2 . 「通貨」の法的定義と法的性質

狭義の「マネー」を法的にいえば、「通貨」であり（民法第 402 条第 1 項本文）、「通貨」とは、「貨幣」<sup>5</sup>及び「日本銀行法第 46 条第 1 項の規定により日本銀行が発行する銀行券」である<sup>6</sup>。そして、それぞれの法律により、「貨幣」は、制限的に<sup>7</sup>、「日本銀行券」は、無制限に、それぞれ「法貨」として通用することとされる<sup>8</sup>。いわゆる強制通用力である<sup>9</sup>。そして、その意義は、「それを引き渡すことによって、金銭債務の本旨に従った弁済としての効力を有するもの」とするのが最も法的な定義ということになる<sup>10</sup>。したがって、法律上の通貨（法貨）は、民法にいう「金銭」と概ね同義となる。

このように、通貨は、我が国内における限り、金銭と概ね同義であり、その法的性質は、取引の種類を問わず、あらゆる金銭債務の弁済に用いることができるものである。これを

---

<sup>4</sup> 大蔵省「電子マネー及び電子決済に関する懇談会」報告書（平成 9 年 5 月 23 日）では、広義には、「情報通信技術を活用した新たな決済サービス」として用いられているとし、同報告書では、「決済手段の電子化の仕組みにおいて貨幣価値を有するものとされるデジタル・データ」として用いるものとしている。他方、その翌年の大蔵省「電子マネー及び電子決済の環境整備に向けた懇談会」報告書（平成 10 年 6 月 17 日）では、少し法律的な定義となり、「利用者から受け入れられる資金に応じて発行される電磁的記録を利用者間で授受し、あるいは更新することによって決済が行われる仕組み、または、その電磁的記録自体をいう」とした。

<sup>5</sup> 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和 62 年 6 月 1 日法律第 42 号。以下「通貨法」という。）第 4 条により、政府が財務大臣の定めるところにより製造し、発行される。

<sup>6</sup> 通貨法第 2 条第 3 項

<sup>7</sup> 額面価格の 2 0 倍までしか法貨としての強制通用力を有しない（通貨法第 7 条）。

<sup>8</sup> それぞれ、前掲通貨法第 7 条、前掲日本銀行法第 46 条第 2 項

<sup>9</sup> 日本銀行金融研究所「新版わが国の金融制度」274 頁は、「公私一切の取引に通用すること」を「法貨」すなわち強制通用力の定義としているが、なお法的に厳密な定義とはいえない。

<sup>10</sup> 民法第 402 条第 1 項本文、我妻榮「新訂債権総論（民法講義）」37 頁参照

換言すれば、一般に通貨（法貨）とは、「法律の規定により、それを交付することによってあらゆる金銭債務の弁済としての効力を有する証券その他の物」ということができよう<sup>11</sup>。そして、証券たる法貨が紙幣すなわち日本銀行券であり、その他の物たる法貨が硬貨すなわち貨幣である。

そして、通貨又は金銭は、それが体現する観念的な価値が存在のすべてであるから、それを占有することによって、それを所有することとされるし<sup>12</sup>、その占有を移転することによって、直ちに金銭債務弁済の効力が生じることとされる。

### 2 - 2 - 1 - 3. 金券の定義と法的性質

なお、収入印紙、郵便切手、証紙等の金券<sup>13</sup>についても、一言触れておく。金券とは、「法律又は条例の規定により、これを用いることによって一定の公法上の金銭債務の弁済としての効力を有する証券」ということができよう。あらゆる金銭債務ではなく、法定の一定の範囲の金銭債務に限られるところが通貨すなわち金銭とは異なる。他方、契約に基づくのではなく、法律又は条例の規定に基づく点で、通貨と同様である一方、前払式証券とはこれらの点で異なる。なお、前払式証券（プリペイドカード）について金券とする見解もあるが、その意義については疑問がある<sup>14</sup>。

### 2 - 2 - 1 - 4. 手形・小切手の定義及び法的性質

また、手形・小切手のような金銭債権又は金銭債権に関する権限を表章する無因の有価証券についても触れておこう。手形及び小切手については、法に規定があり、その効力も法律が規定している。定義を示せば、為替手形とは、「発行者が第三者に金銭の支払を委託する手形法に規定される有価証券」であり、小切手も「発行者が第三者に一定の金銭の支

---

<sup>11</sup> 金銭が通貨と同義であるとする、掲記に係る定義も論理上循環論法的なものとなっている。これは、金融論でも指摘される貨幣の循環論法的な性質の反映であり、通貨は、信認なくして機能しないものである。通貨すなわち金銭は、公法及び私法を通じ、価値自体として機能する所与のものとして実定法上規定されている（換言すれば、法がかかる信認を法的に強制している。）ことを指摘し、これを法論理の所与の出発点として、これ以上の貨幣（金銭）の本質論には立ち入らないこととする。なお、我妻栄「新訂債権総論（民法講義）」35頁以下。

<sup>12</sup> 我妻栄・有泉亨補訂「新訂物権法（民法講義）」185頁

<sup>13</sup> 竹田省「金額券二就イテ」法学新報29巻4号24頁は、収入印紙と郵便切手を例に挙げて、金額券とは、証券自体が表示された金額に相当する価値を有するもので、特定の法律関係において、金銭と同様に支払としての効力を有するものとするが、法律によってその効力が与えられたものを金券とするのが一般的理解である（上柳克郎「民事法学辞典」2020頁、金融庁事務ガイドライン第三分冊金融会社関係5-1-1(1)参照）。

<sup>14</sup> 金券について、法律上定義があるわけではないので、定義の問題と考えれば誤りとまではいえない。しかし、「金銭と同様に支払としての効力を有する」とか、「それ自体価値物としての効力が与えられている」という説明は、法律にかかる効力規定があるものであれば、それで済むが、契約に基づくものについては、その前提となる法律構成を示していない点に問題がある。

払を委託する小切手法に規定される有価証券」であり、為替手形も小切手も基本的な法律構成は同じで、異なる法律によって異なる制度が規定されているにすぎない。他方、約束手形は、「発行者が所持人に一定の金銭の支払を約する手形法に規定する有価証券」であり、為替手形と同じく手形法に規定されているが、法的構成は異なる。また、約束手形は、振出人（証券発行者）が所持人に対して金銭の支払債務を負担するが、小切手及び為替手形は、振出人が第三者である支払人に支払を委託<sup>15</sup>するものにすぎず、支払人が引受をしない限り、所持人は支払人に対し金銭債権を取得しない。

そして、手形も小切手も、いずれも金銭債務の弁済等いわゆる支払手段として用いられるが、これを個別の契約によって代物弁済とする等、債権者が個別に承諾をしない限りは、手形及び小切手の交付をもって法律上金銭債務の本旨弁済の効力を生じない。この点において、通貨、金券そして前払式証券とも大きくその性質を異にする。

#### 2 - 2 - 1 - 5 . 最広義の「マネー」の意義

電子マネーの議論に戻ると、電子マネーが議論される際には、「マネー」を前記のような狭義の通貨（法貨）という意味では用いていない。すなわち、貨幣や日本銀行券が電子化される場合には、もちろん最狭義の電子マネーということになるが、目下、議論の対象は、民間が発行する電子マネーであり、強制通用力がないものであることはもちろんのことである。

一般に広く用いられている「マネー」の意義について見てみれば、経済学の通貨供給量（マネーサプライ）には、預金が現金に次ぐ広義のマネーに入るし、また、前払式証券はもちろんのこと、クレジットカードもプラスチックマネー等と呼ばれる。これらのいわば最広義のマネーを法的概念で定義すれば、要は、広く「債務の弁済に用いられるもの」というような意義となろう。前記大蔵省懇談会報告書でも、「決済手段」という用語が用いられており、「決済」を債権債務を消滅させることと考えれば、さらに広く「それを用いて金銭債務消滅の効力を生じうるもの」ということになろう。

#### 2 - 2 - 1 - 6 . 狭義の「マネー」の定義

##### (1) 契約に基づく効力

法貨以外の民間版のマネーの金銭債務弁済の効力は、法律の規定ではなく、契約関係に基づくものとなる。そして、契約関係に基づき、当該加盟店との関係でのみ債務の弁済としての効力を生じうるものである。そこで、民間のいわゆるマネーを法的に定義すれば、「契

---

<sup>15</sup> 支払委託の法的性質については、ドイツ法の支払指図であるとの考え方があり、また、これに対する有力な批判もある（鈴木竹雄・前田庸補訂「手形法・小切手法〔新版〕」354頁）。振出人の支払人に対する支払委託を起点として、振出人と受取人との関係及び支払人と受取人との関係等、法律関係の全体を明らかにする点で有益な議論である。学説の対立は、どこまでを有価証券上の法律関係と見て、どこからを有価証券外の法律関係と見るかの点に帰着する。

約関係に基づき、それを使用することによって、契約に基づく一定の範囲の金銭債務の弁済としての効力を有するもの」ということができよう。通貨の場合は、製造及び発行について、製造者、発行者、その様式、その法的効果等の一切が法定されているが、民間版のマネーの場合には、それらがすべて契約（多くの場合が発行者の約款）で定められることになる。なお、法貨の場合は、法律構成をしなくとも直ちに法律の規定によって法律効果を定めうるが、契約による場合は、その法律効果を発生させる法律構成が問題となる。

#### (2) 金額情報の移転による債務弁済効

経済的に電子マネーを捉えるときにも、クレジットカードは、債務消滅の対価として所持者に対する求償債権を発生させるし、デビットカードも含めて、それをを用いることによって債務弁済の効力が生じるものの、金銭のように、それ自体の移転によって、債務弁済の効力が生じるものではない。これらを除いて、金銭のように占有の移転によって債務弁済効を生じるものに限定して狭義のマネーを捉えるのであれば、債務弁済効を生じる原因について「それをを用いて」するものではなく、「それを移転することにより」金銭債務の弁済効を生じることを要するというべきである。これを取り込んで定義すれば、「契約関係に基づき、それを移転することによって、契約に基づく一定の範囲の金銭債務の弁済としての効力を有するもの」ということになる。

なお、ここにいう金額情報の「移転」は、「物」の移転ではなく、価値情報の移転であって、いわばバーチャルな移転である。したがって、バーチャルな移転を定義する必要があるが、ここでは問題提起をするにとどめ、その考察は別の機会に譲ることとする。

#### (3) 対価性

さらに、取引に伴い又は無償で交付されるサービス券、ポイント、マイルージや割引券等を除外し<sup>16</sup>、発行見合金に応じて発行されるものに限るべきものとする、「金銭債権の債権者との契約関係に基づき、それに記録された金額に応ずる対価を得て発行されるものであって、それを移転することによって、契約に基づく一定の範囲の金銭債務の弁済としての効力を有するもの」ということになる。

#### (4) 電磁的（金額）情報

さらに、電子マネーは、これが電子化されたものであるから、これも取り込んで定義すれば、民間版「電子マネー」とは、「その金額に応ずる対価を得て電磁的に記録された金額

---

<sup>16</sup> ポイントカード等は、「おまけ」として発行されるもので、それ自体が対価を得て発行されるものではないから、前払式証票に該当するものではない。しかし、物品等に交換しうるものであるから財産権であり（以上、杉浦宣彦「拡大するポイントプログラムの法的問題点」金融財政事情 2003 年 7 月 21 日号 41 頁）概念を「対価を得て発行されるもの」ではなく、「有償契約に基づき発行されるもの」に少し拡大すれば、同一の概念に包摂する。自家発行型のポイントカード等は、販売促進のツールとしての性質が強いが、第三者発行型のポイントカード等は、多数当事者間の決済を伴うこともあり、今後、その汎用性や所有者の期待等が高まれば、消費者保護の方策を視野に入れる必要が出てくることも考えられよう。

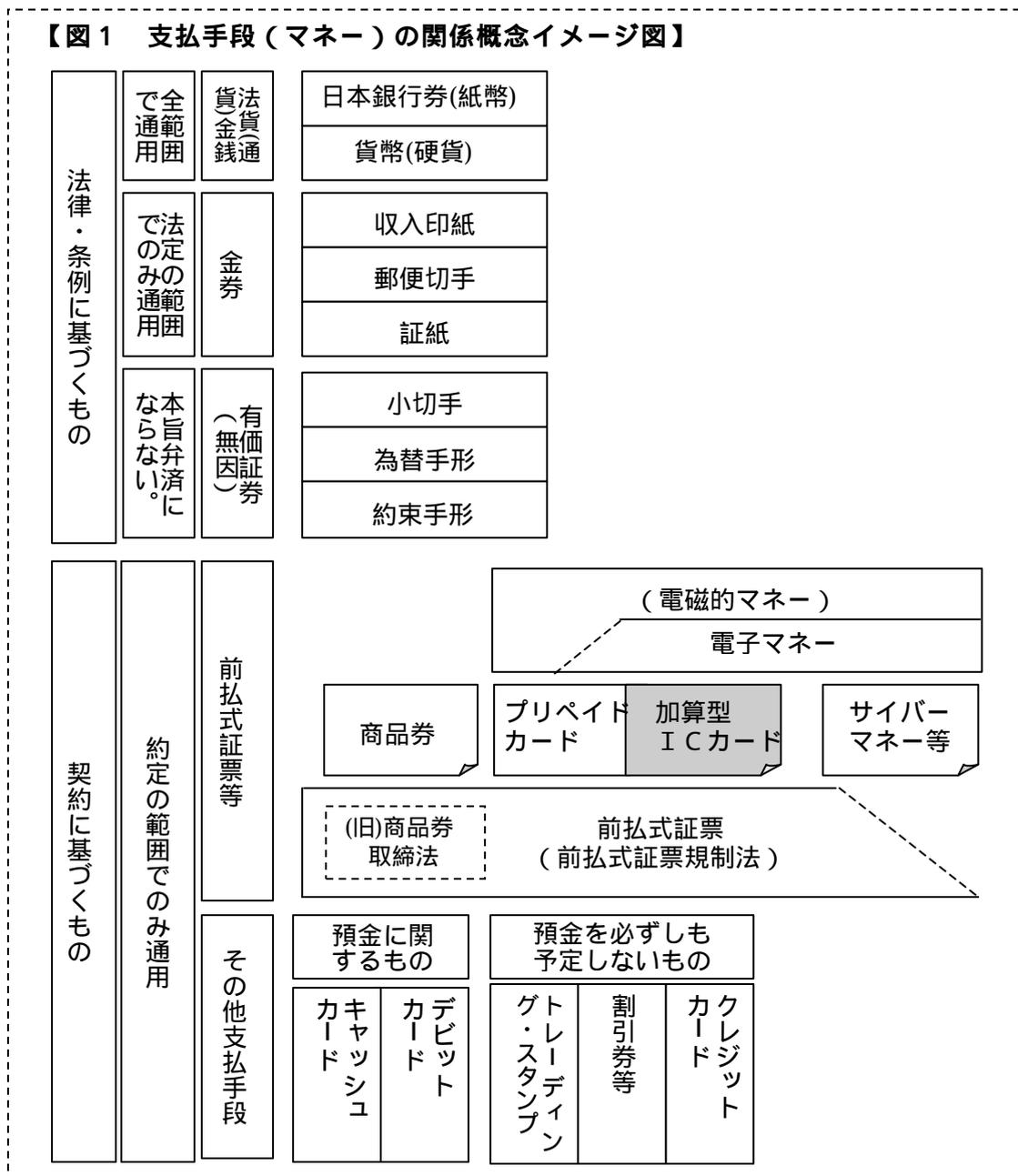
情報であって、その記録者との契約関係に基づき、それを移転することによって、契約に基づく一定の範囲の金銭債務の弁済としての効力を有するもの」ということができよう。

なお、ここで、補足するが、プリペイドカードは、前払式証票の一種であり、基本的に電磁的価値情報がカード等の証票に記録されているのに対し、電子マネーは、ネット上で利用できるいわゆるサイバーマネー等を含むものであり、現在の前払式証票の概念よりも広く、様々なツールをカバーしている。イメージを整理するために2 - 2 - 1 - 7の図1「支払手段(マネー)の関係概念イメージ図」を作成した。

以下、以上のような定義を前提に電子マネーについて述べていくこととする。

## 2 - 2 - 1 - 7. 支払手段（マネー）の概念分類

以上述べてきた電子マネーを含む支払手段（マネー）に関する概念の分類をイメージ図で示せば、次のようなものとなる<sup>17</sup>。



<sup>17</sup> 図1中の「前払式証券等」は、言わば「前払式取引」(後述43頁の図解参照)であり、かつ債務弁済効を有するものを掲げたものである。また、「その他支払手段」は、前払式証券以外に支払手段として用いられるものであって、経済学でいう預金等を含む通貨やマネー(M<sub>1</sub>、M<sub>2</sub>)並びに一般にマネー及び金券と呼ばれうるものを掲げた。ただし、キャッシュカードは、預金の払戻手段であって、いわゆる支払手段ではないが(刑法第163条の2(支払用カード電磁的記録不正作出等)第1項第2文参照)、便宜、この表に掲載した。また、割引券についても、支払手段とはいえないであろうが、同様である。

## 2 - 2 - 2 . 電子マネーを取り巻く我が国の法制

### 2 - 2 - 2 - 1 . 電子マネーに関する法源

#### (1) はじめに

我が国においては、電子マネーを統一かつ総合的に規定した法律は、存在していないと考えられている。しかし、後述するとおり、前払式証票の規制等に関する法律（以下「前払式証票規制法」という。）があり、実は、この法律が概ね電子マネーを含む公法規制について定めていると考える余地がある。また、前払式証票規制法以外にも、電子マネーに関する私法上及び公法上の「法源」となるべき法律がある。

#### (2) 私法上の法源

前述したとおり、論述の対象となるべき電子マネーは、契約関係に基づくから、最も基本となるべき法源は、民法であるというべきである。また、電子マネーの業務に携わる事業者は、通常商事会社であろうから、民法の特別法としての商法も法源となる。そして、関係当事者が倒産した場合の法律関係については、破産法、会社更生法、民事再生法等の倒産法制によることとなる。

次に、電子取引に関する私法上の法的基盤としては、電子署名及び認証業務に関する法律（以下「電子署名法」という。）電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（以下「電子消費者契約法」という。）がある。

#### (3) 公法上の法源

そして、電子マネーを取り巻く公法上の規制については、次のような法律が関係する。

前払式証票規制法

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）

銀行法等

外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）

紙幣類似証券取締法

刑法

### 2 - 2 - 2 - 2 . 電子マネーを取り巻く法制度の概要

(1) 電子署名法 電子マネーを発行した場合に、電子マネー所持者にID（本人確認手段）を与えて電子マネーの発行、利用及び残高等を、発行者等の事業者がサーバー等で管理する場合には、発行者等とマネー所持者との間で、それらの管理が行われれば足りる。しかし、オープンループ型の電子マネーをネットワーク上で流通させて用いる場合には、マネーの真正、マネー所持者の本人確認と所持権限、マネー受領者の本人確認と受領権限等を確認するため、暗号技術等を用いることが必要となってくる。電子署名法は、暗号技術を用いた法制度を構築することによって、電子取引において用いる電子署名の真

正を担保し、電子マネー取引の法的基盤となる<sup>18</sup>。

(2) 電子消費者契約法 電磁的方法による契約が消費者を当事者として、ネットワークを通じて行われた場合について民法の特例を定める法律であり、消費者に錯誤があった場合の無重過失の要件を排除し（同法第3条）、また、発信主義を到達主義に改める（同法第4条）ものである。電子マネーの取引にも適用される法的基盤の一つとなる。

(3) 前払式証票規制法 前払式証票規制法は、前金を受領して発行される商品券や電子マネーも含む前払式証票等を対象に、消費者保護のため規制を行う法律である。発行者が受領した前金の2分の1以上の供託等による保全を義務付け、発行者が倒産した場合等の供託金の還付手続を定めるほか、業者規制や、行為規制等、全般的な規制を定める。なお、前払式証票規制法の適用範囲については、2-2-3.で詳しく検討する。

(4) 出資法 出資法は、金融分野に関する基本的、一般的な規制を定める法律の一つである<sup>19</sup>。同法第2条は、銀行法等預金受け入れ金融機関に関する法律で預金、貯金、定期積金等、預り金を許容する場合を除き、広く「預り金」の禁止を定め、この違反に対しては、刑事罰がある（第8条第1項第1号）。前払式証票や電子マネーの発行の対価として金融機関以外の者が前金を受け入れるときは、出資法の預り金に該当する性質として受け入れるものであってはならない<sup>20</sup>。民間の電子マネーは、前述したとおり、「その金額に応ずる対価を得て電磁的に記録された金額情報であって、その記録者との契約関係に基づき、それを移転することによって、契約に基づく一定範囲の金銭債務の弁済としての効力を有するもの」というべきものである。契約に基づく一定範囲の金銭債務の弁済に充てることを予定して受け入れた金銭であるから、必ずしも金銭の価額の保管を趣旨として受け入れるものではなく、出資法の預り金の性質を有するものではない。しかし、そのような趣旨で受け入れた前金であっても、他方で、電子マネー発行者が一般に前金全額の返還を約定するものであったり、付利する約定であったりすると、その部分においては、出資法の預り金の性質も帯びて出資法違反になる余地がある。ただし、発行者が事業を止めたり、債務不履行となる場合等に前金全額を返還することは、預り金の性質を帯びるものにはならないと考えられる。また、マネー所持者の任意解約で前金を返還する場合であっても、違約金の性質を有する金額を徴求する場合にも、預り金の性質を帯びないと考えられよう。消費者利便及び消費者保護と出資法違反のおそれとが二律背反の関係となる。

(5) 銀行法等 銀行法等の金融機関法により、金融機関は、預金の受入れを行うことができ、これ以外の者は、これを行うことができない<sup>21</sup>。したがって、金融機関が電子マネー

---

<sup>18</sup> 民事訴訟法第228条の公文書による（第2項）署名の真正の証明により文書の成立の真正を推定する（第4項）のと同様に、電子的署名の真正を法律の規定により担保するものである。

<sup>19</sup> 片岡義広「出資法と証券化をめぐる諸問題（上）」商事法務1381号24頁

<sup>20</sup> 事務ガイドライン第3分冊金融会社関係2-1-2(1)。なお、片岡注19前掲25頁以下

<sup>21</sup> 銀行法第10条第1項第1号、中小企業等協同組合法第9条の8第1項第3号等、銀行法第2条第2項、第3条

を発行して受け入れる前金については、マネー所持者が任意解約をした場合に前金全額の返還を約するものであったり、付利するものであったとしても、出資法違反とはならない。また、銀行が電子マネーを発行した場合の発行見合いの前金は、現行銀行実務では、通常は別段預金勘定<sup>22</sup>で取り扱われることになるだろうから、預金保険法による付保の対象になる。しかし、前払式証票規制法は、銀行を適用除外としていないから、銀行が前払式証票に該当する電子マネーを発行するときは、預金保険法による保険料納付とは別に、前払式証票規制法に基づく前金保全措置を採るべきことになる。

また、銀行等の金融機関は、為替取引を行うことができ、金融機関以外の者は、これを行うことができない<sup>23</sup>。為替取引については、定義規定はなく、その概念は、沿革的又は講学上の概念によることになる。為替取引とは、一般に、現金の送付によらないで隔地者間の「貸借を決済すること」等といわれてきたが、貸借の決済では広すぎ、決済と為替の概念には相違があるというべきであるから、「現金送付の目的を達成すること」というべきであろう<sup>24</sup>。電子マネーの業務も決済を伴うが、債権債務の負担に留まり、隔地者間での金銭の授受まで行うファイナリティに関する業務は銀行に委ねることを前提としている。したがって、電子マネーに関する業務それ自体が為替取引すなわち銀行業に該当して銀行以外の者が行えないわけではない。

(6) 外為法 外国にまたがる為替取引については、外為法が規律するところである。仮にクロスボーダーの電子マネーがあったとしても、前述したと同様に、決済のファイナリティについては、銀行が担うことになるだろうから、クロスボーダーの電子マネー業務も外為法に抵触するわけではない。なお、外為法には、有事法制の一貫として、後述するように電子マネーの定義規定が置かれている(2-2-3-7を参照)。

(7) 紙幣類似証券取締法等 国家の機能の一つとして、国内において強制通用力を有する通貨を発行する通貨高権がある。それを保護するべく、紙幣類似証券取締法がある。紙幣に類似する作用を有する証券が発行されたときは、財務大臣は、発行及び流通を禁止する措置を採ることができることとされ、公告後の証券は無効とされている<sup>25</sup>。なお、紙幣類似の機能については、(前払式証票規制法の制定時にあった旧大蔵省の研究会である)いわゆるプリペイドカード研究会において、「どこでも、誰でも、何にでも」使用しうること

---

<sup>22</sup> 別段預金は、預金という名称が付いているものの、他の預金とは性質が異なる銀行の負債である。なお、理論的に金融商品設計は自由であり、普通預金や定期預金を発行見合金とする狭義の電子マネーの発行もありうると思われる。また、もし銀行が普通預金等の預金保険法の対象となる預金見合いの電子マネーを発行するときは、発行見合いの対価を得るわけではないから現行前払式証票規制法の下でも前払式証票に該当せず、同法の前金保全措置を要しない。

<sup>23</sup> 銀行法第3条、第2条第2項、第10条第1項第3号

<sup>24</sup> 小山嘉昭「銀行法」183頁以下

<sup>25</sup> 流通禁止、発行禁止の各命令に相当する民間の制度として、全国百貨店共通商品券発行会の発行停止、取扱停止決定の制度がある。これは、契約(規約)に基づき発動されるものであるが、民間版マネーにおける同法と類似の制度と評すべきであろう。

あるとされ、当時の大蔵省の見解も示されている<sup>26</sup>。ただし、この法律は、規制対象を「証券」としているから、文言解釈による限りは、証券を用いない電子マネーには及ばないこととなる。

(8) 刑法 罰則による法規の履行強制は、電子マネーの領域でも必要なことであって、刑法総則が適用されることは当然である。なお、電子マネーに関しては、刑法第 18 章の 2 の「支払用カード電磁的記録に関する罪」の新設が一つの法源となる。しかし、カード型電子マネーに関するものに留まり、広く電子マネーの機能を有する電磁的記録自体に対する罪とは構成されなかった。

## 2 - 2 - 3 . 前払式証券規制法の適用範囲

### 2 - 2 - 3 - 1 . 前払式証券の概念の構成要素

我が国においては、電子マネーを統一的に総合的に規定した法律は、存在していないことは、前述の通りである。しかし、商品券取締法（昭和 7 年 9 月 7 日法律第 28 号）を全部改正した前払式証券規制法があって、第 2 条第 1 項で、「前払式証券」の概念を規定している。そして、その概念中には、前記電子マネーの定義にあてはまるものも含むものとなっている。

その前払式証券の法概念については、社団法人前払式証券発行協会「平成 12 年度金融庁委託事業・前払式決済手法実態調査報告書」（平成 13 年 3 月。以下「調査報告書」という。）30 頁以下がその分析を試みている。ただ、それを基にしつつ、前払式証券の法律概念をさらに純粹かつ実定的に検討してみると、実は、次のような概念に行き着くものと考えられる。

有体物であること。

有体物に（金額等の）計算単位情報が記録されること。

その計算単位情報の移転が対価を得て行われること。

計算単位情報がこれを記録する者又はその指定する者からの物品購入若しくは借受け又は役務提供取引の代価の弁済に使用できること。

すなわち、以上の 4 つの要件を分説すると次のとおりである。

### 2 - 2 - 3 - 2 . 有体物であること

前払式証券の法概念は、計算単位情報自体ではなく、その記録媒体である有体物として定義されている。すなわち、前払式証券規制法第 2 条第 1 項柱書は、前払式証券について、「証券その他の物」としているから、有体物を対象としている。そこでは、「証券」が掲げ

---

<sup>26</sup> 大蔵省銀行局内プリペイドカード研究会編「プリペイドカード法の手引き」28 頁以下

られているものの例示にすぎないことが明らかであるから、結局は、有体物であれば何らの制限がない定義になっている。したがって、紙の証券であろうと、カードであろうと、更には、コイン型の物、携帯電話その他の物やパソコン、サーバー等であろうと、いずれも有体物であることに変わりはない。

### 2 - 2 - 3 3. 有体物に（金額等の）計算単位情報が記録されること

その有体物には、金額、度数（法第2条第1項第1号かっこ書）又は数量（同第2号）等の計算単位（同第1号かっこ書参照）が記録されていることを要するものとしている。なお、金額、度数及び数量は、いずれも観念的な計算単位であり、これらの記録は、同義ではないが、価値情報と言い換えることもできるであろう。なお、記録の方法については、第1が「記載」であって、これは文字や記号等人の知覚によって認識することができる「記録」であり、第2は、「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法」であって、電磁的方法はその例示にすぎないから、要は、人の知覚によって認識することができない方法である。この第1と第2を併せると、人の知覚による認識ができるものと、できないものの双方を示しているから、結局その方法を問わず、要は、記録さえされていればよいということを意味する。したがって、以上を要約すると、単に「計算単位情報が記録されていること」が要件とされていることになる。

なお、計算単位という用語は、「度数」に関する法第2条第1項第1号かっこ書で用いられているが、金額、度数及び数量は、いずれも計算単位ということができよう。

ここで、いわゆる数量表示の2号証券について触れれば、例えば、ビール券のように特定のビール会社の一定銘柄の酒類の一定数量を表示した前払式証券がこれに該当する。そして、これら商品券等について、「物品の引渡請求権を表章する有価証券」とする考え方がありうる<sup>27</sup>。しかし、取引の実体からすれば、商品券等の所持者は、必ずしも、その証券を提示してその物品の引渡しを要求するという行動をとるわけではない。まず、物品購入等の取引をし、その代金等の債務の支払手段として、商品券での支払すなわち債務弁済を申し入れるのが実態というべきである。ビール券の場合についていえば、値上げ等がなされたときは、券面記載の数量の商品の引渡しを受けることができず、値上げ分の差額を支払うべき旨が裏面に記載されている。そうするときは、その証券は、券面表示の物品の引渡請求権を表章するものではないことが、証券の記載自体から明らかになっているというべきである。そして、ビール券の券面には、代価に相当する数字が小さく記載されて、その金額で代価の弁済に利用されており、そうである以上は、物品の引渡請求権を表章するも

---

<sup>27</sup> 田中誠二「手形・小切手法詳論（上巻）」51頁参照。なお、商品券は、前払式証券規制法上、ビール券とは異なり、金額表示の前払式証券であって、数量表示の前払式証券ではない。ただ、例えば、券面に「同額の商品とお引き換えいたします。」と記載されていれば、その私法上の法的性質は、物品の引渡しに関する種類債権として、その引渡請求権を表章するものとする余地がある。ただし、かような考え方が疑問であることは、本文で述べるとおりである。

のとはいえない。また、券面にこのような数字の記載がなく、証券所持者に金額情報が明らかになっていないものであっても、発行者と加盟店との間では、金額換算が行なわれているのが通常である<sup>28</sup>。したがって、いわゆる数量表示の前払式証券も、実は、金額情報が記録されていると考えることができ、上記「価値情報」という概念は、「金額情報」と置き換えうる余地があるし、「債務の弁済に充てることができる」「金額又は金額に換算することができる記録」を「金額情報」とであると定義すれば、「金額情報」という概念を幅広いマネーの概念の要素として用いることができよう。

#### 2 - 2 - 3 - 4 . 計算単位情報の移転が対価を得て行われること

次に上記の価値情報ないし計算単位情報は、これに応じる対価を得て移転されることが要求されている。要は、いわゆる前払（プリペイド）されて価値情報が移転されることである。法は、2つの方法を規定する。第1は、商品券や通常のプリペイドカードのように、対価を得て、価値情報が記録された証券等を発行することによって価値情報を移転する方法である。第2は、ICカードやサイバーマネー等、いわゆる加算型のものであって、証券等の有体物の移転の方法によらず、単に、価値情報の記録が対価を得て行われることである。一見すると、発行による移転を要する証券によるものと、発行を要せず記録のみで足りる証券によらないものとの方法が異なるようであるが、後者の価値情報の記録の書き込みも原始的に価値情報を移転したのものと考えると、結局は、「価値（計算単位）情報の移転が対価を得て行われること」というように捨象して捉えることができる。

なお、この要件を考えるときには、いわゆる加算型に関するかっこ書の条項、すなわち「電磁的方法により証券等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の加算が行なわれるものを含む。」とする規定をどう読むかによって、前払式証券の範囲が大きく異なってくる。これが本文中の「発行される」にも掛かる「もの」であることを要するとすると、例えば、いわゆるセンター管理型のものや、携帯電話等、主として他の用途に供するための媒体に前払取引の機能を搭載した物等は、前払式取引の対価を得てその物を発行しているわけではないから、前払式証券にはならないことになる。しかし、文理上は、明らかに「発行される」という部分には掛からない構造になっている（この文理構造は、注で述べる<sup>29</sup>）。そうするとき、前払式証券とは、前払式価値情報の記録媒体たる物であり、いわ

<sup>28</sup> 前払式証券の規制等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第1条参照。なお、同条は、厳密に言えば、債務の弁済にあてることができる給付の対価の額ではなく、証券の対価の額としている。

<sup>29</sup> かっこ書に対応する本文は、次のとおりとなっている。すなわち、「...記録されている金額に応ずる対価を得て発行される証券等」である。一方、かっこ書は、「...記録されている金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行なわれるもの...」とされている。すなわち、各アンダーラインの部分すなわち「発行される」が「当該金額の加算が行なわれる」に置き換わっているのであって、加算型ものは、証券すなわちその物が対価を得て「発行される」ことを概念に含まないのである。ちなみに、かっこ書の「もの」は「証券

ゆるセンターサーバーも「前払式証票」に該当することとなる。これは、前払式証票という用語からは違和感を生じようが、論理的にはかかる結論になる。

#### 2 - 2 - 3 - 5. 計算単位情報がこれを記録する者又はその指定する者からの物品購入若しくは借受け又は役務提供取引の代価の弁済に使用できること

まず、取引の相手方としては、法は、「当該証票等の発行者又は当該発行者が指定する者」とし、自家型又は第三者型を問わないこととしている。その一方で、法貨のように無制限の相手方に通用するものでないことをも明らかにしているというべきであり、自家取引又は加盟店に限る一定の契約関係を前提にしていると考えることができよう。

次に、取引の種類については、物品購入又は借受け若しくは役務取引としており、これは文理上例示列挙ではない。したがって、「金銭」は、法律上も明確に「物品」とは異なる概念として理解されているから<sup>30</sup>、金銭の借受けの対価である利息の弁済に使用できるものや金銭の借入れの返済金として使用できるものであったとしても、これは文理上除かれていることになる<sup>31</sup>。また、かかる取引を伴わない送金的手段として使用できるものも除かれていることになる（もっとも、当事者間で前払式証票の授受をもって送金に代えることとしても、もとより差し支えない。）。すなわち、金融取引ではない給付<sup>32</sup>の対価の支払に限っているのであって、金融取引の決済手段や、取引を伴わないいわば無因の金銭決済の手段に係るものは前払式証票ではない。ただし、金融取引や送金等の無因の金銭決済等に使用できるものであっても、他方で、上記の要件に該当する給付の対価の支払にも使用できるものであれば、法律要件を満たすから、もちろん前払式証票に該当する。

#### 2 - 2 - 3 - 6. 前払式証票の概念

---

等」を指し、「証票等」とは、証票はあくまで例示であって、単に有体物を指すにすぎないこと前述のとおりであるから、記録がなされる「物」である限りは、携帯電話であろうと、パソコンであろうと、はたまた、センターサーバーであろうと、それが前払式証票に該当することになる。

<sup>30</sup> 我妻注 10 前掲書 36 頁にいう「金額債権」としての金銭債権についてのことである。

<sup>31</sup> 「権利」も、金銭、物（物品）とは別のものとして構成されているから、前払式証票の定義上、「金銭」と同様の問題がありうる。ただ、質権や抵当権設定等物権設定の対価は通常は観念されないので問題とはならないと思われる。また、特許権等の権利や債権については、その設定や購入の対価の支払がありうるが、これが除外されていても、問題となることはないと考えられる。なお、例えば、ソフトウェアなどの使用許諾は、法律上は、権利の設定ではなく、許諾者が差止請求や損害賠償請求等を行なわないという不作為債務を負担するものと考えべきであるから、前払式証票規制法の文理上は、なお、役務取引に該当しよう。

<sup>32</sup> 売買に伴う物品の引渡しは、給付であり、貸付けに伴う使用収益をさせること及び役務取引のサービス等の作為又は不作為として、ともに給付とされているから、これらは、「給付」という概念で捉えることができ、前払式証票に含まれる法概念は、「給付の対価たる債務」と捉えることができよう。ただし、以上に述べたように、金銭貸付けや権利設定の給付に対する債務は規定されていない。

以上、前払式証票規制法の内容と機能の出発点を要約すれば、同法は、基本概念として、「それを利用することによって金銭以外の給付の対価である債務弁済効を生じる金額情報の記録媒体」を「前払式証票」としているのである。すなわち、機能からみて本質的な「金額情報」自体ではなく、必ずしも本質的でないその「記録媒体」に着目した概念構成となっている。そこに、前払式証票規制法の内容構成上の問題がある。

なお、文理上の前払式証票の内容は、以上のとおりと考えられるものの、現実の実務は、必ずしもそこまで広く解されてこなかった経緯がある。すなわち、証票が発行されず電子情報通信手段のみで取引されるサイバーマネーや、証票が発行されても証票に金額情報が記録されておらず、証票がなくとも権利行使をなしうるアクセス型又はセンター管理型といわれるもの<sup>33</sup>は、原則として前払式証票と解されてはこなかった<sup>34</sup>。しかし、その限界は微妙であって、必ずしも合理的な相違がなく、消費者の要保護性の観点からも相違がないというべきである。（なお、前払式証票規制法には、前払式証票について定義除外されているもの（第2条第1項柱書中かっこ書）や、適用除外がされているもの（第3条各号）がある。）

#### 2 - 2 - 3 - 7 . 外為法の「支払手段」としての電子マネーの内容

外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）第6条第1項第7号八も、「支払手段」の一つとして、電子マネーの内容を定義している<sup>35</sup>。

すなわち、「証票、電子機器その他の物（第19条第1項において「証票等」という。）に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により入力されている財産的価値であって、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの（その使用の状況が通貨のそれと近似しているものとして政令で定めるものに限る。）」としている。なお、現在までのところ、政令で指定された外為法上の電子マネーはない<sup>36</sup>。価値情報の記録媒体に着目した前払式証票の内容と

---

<sup>33</sup> 概念が必ずしも明確ではないが、ストアードバリュー（stored value）型ではなく、アクセス（access）型のものである。我が国の前払式証票関係の業界では、センター管理型とも呼ばれてきた。これには、微妙なものが多い。すなわち、まず、証票が発行されている場合に、ID（権利者の識別情報）が記録されていても、知覚による識別の可否を問わず、価値情報について何らかの記録が内在していれば、前払式証票となる。また、価値情報が全く記録されていない場合であっても、権利者が権利者である旨を証票以外の方法で証明したにもかかわらず、証票の所持なくして権利を行使できないとすると、当該証票は、有価証券となる余地があり、前払式証票を狭く解する見解によっても、それに該当する余地がある。

<sup>34</sup> 前掲調査報告書 32 頁から 36 頁まで参照

<sup>35</sup> 平成 10 年 6 月 15 日法律第 107 号による改正で規定された。

<sup>36</sup> 将来的には、カード型マネーを政令に規定することが予定されている。なお、テレホンカードは、通貨類似ではないことを理由に、外為法にいう電子マネーには該当しないものとされ、また、インターネット間を流通する電子マネーは、実効性確保の困難を理由に、政令に規定することを予定しないものとされる。以上につき、外国為替貿易研究グループ

は異なり、「財産的価値」として価値情報自体を対象とした点に、大きな前進があったと評することができます。ただ、財産的価値という非記述的で、法的でない概念を用いた点に、概念としてなお改善の余地があると思われる。この定義は、電子マネーの概念を考える上で大いに参考になるが、外為法の立法事実に基づき規定されるものであるから、ここで議論する電子マネーとは、自ずと異なるものとなる。

## 2 - 2 - 4 . 前払式証票及び電子マネーの法的性質等

### 2 - 2 - 4 - 1 . 法的性質論の諸相

法的性質論は、定義を規定する際にも、その法律関係全体を明らかにするためにも、必要な議論である。英米法においては、プラグマティカルな思考とも相俟って、あまり法的性質論を論じない傾向にあるが、大陸法系の演繹的な法体系を有する我が国においては、法的性質論あるいは法律構成を明らかにしないと、いろいろな場面で法律効果が明らかにならないことが多い。すなわち、法律構成した請求権を訴訟物として示さないことには、裁判上の請求をすることもできず、民事執行法や税法、さらには、様々な公法上の取扱いも確定することができない。

その法的性質論については、次のような様々な諸相を考えることができる。

**当為としての法的性質論** すなわち、ある取引を組成しようとする場合には、当事者に一定の経済目的があるが、その目的を達成するためにどのような法的構成を採用すべきであるかという、いわば当為の法的性質論である。

**現実の法的性質論** ある取引を当事者が組成する場合や法律で規定する場合に、複数の法律構成を選択しうる場合が数多い。そこで、当為としての法的性質論とは別に、現に当事者やその法律が採用した法的性質や法的構成が存在しうる。

**補充的意思解釈としての法的性質論** 当事者が取引を組成した場合にも、必ずしも法的性質や法律構成の全てを契約書上明確に記さない場合も多い。そうするときは、意思解釈として、当事者の意思を補充するものとして、法的性質論を論ずべき場合がある。

**客観的意思解釈としての法的性質論** 当事者が契約書上又は法律が法律構成を示している場合であっても、他の規定により当該法律構成の本質と齟齬（そご）を来す結果、その文言にかかわらず、それとは異なる法的性質を有する場合がある。

ここで、電子マネーに関してまず論じるべきは、**当為としての法的性質論**であり、これを元に他の法的性質を位置付けるという作業であろう。

### 2 - 2 - 4 - 2 . 前払式証票及び電子マネーの法的性質又は法的構成

---

編「逐条解説改正外為法（平成 10 年 4 月 1 日施行）」（財団法人通商産業調査会）112 頁。なお、同書が、テレホンカードを NTT に対する役務提供権を具体化したものとしている点には、法的性質の説明として疑問がある。

前払式証券や電子マネーの法的性質論には、概ね次のような説がある。

すなわち、金券説、価値説、債権譲渡構成、支払委託構成、（免責的）債務引受構成である。さらに、の債権譲渡構成に準じるものとして債権者交替による更改構成が、の債務引受構成に準じるものとして債務者交替による更改構成も、それぞれ考えることができる。

(1) 金券説 金券は、前述したとおり、「法令の規定によって、法令で定める債務の弁済に使用することができる証券」をいうべきである。金券について法律に定義があるわけではないから、法令によるものだけではなく、契約によるものも含めて用いることも一つの用語法である。しかし、機能の説明にはなっても、金券というのみでは、法律構成や法的性質を示していないところが不十分である。

(2) 価値説 価値説は、前払式証券や電子マネーの金銭に類似する実質や論じるべき対象を端的に指摘するものである。しかし、契約に基づく法律構成や法的性質を示していないところが定義としても法的性質論としても不十分である<sup>37</sup>。

以上の2説は、法律構成を示すものではないが、以下の3説は、それを示すものである。そして、これら3説は、2 - 2 - 4 - 1の で示したとおり、契約当事者がこれらの法律構成を採用する限り、現実の法的性質として存在しうるものとなる<sup>38</sup>。ただし、法律構成が完全に示されていないときは、同じく の補充的意思解釈を行う余地があるし、当事者が示した法的性質の本質に反する約定が含まれるときは、同じく の客観的意思解釈として、それと異なる法的性質になることがありうる。また、その商品の経済的目的は、それと異なるのに、法的設計において、経済的目的に沿う法律構成を選択しなかったという場合もありうる。

(3) 債権譲渡構成 債権譲渡構成によれば、マネー所持人の発行者に対して有する金銭債権を電子マネーの譲渡に伴って加盟店に譲渡するものと構成する。そして、電子マネー所持者と加盟店の間については、取引代金債務をこの発行者に対する債権で代物弁済したと構成することになる<sup>39</sup>。しかし、現在ある電子マネーの商品は、マネー所持人が発行者に対して金銭債権を有していると構成されているわけではないから、少なくとも現状の実

---

<sup>37</sup> 通貨という法律上「価値」そのものとされるものでも、前述したとおり、「それを引き渡すことによって、金銭債務の本旨に従った弁済としての効力を有するもの」という法的定義を与えることが可能である。また、いわば価値を表章する有価証券も、例えば、為替手形であれば、「発行者が第三者に金銭の支払を委託する手形法に規定される有価証券」というように定義し、その法的性質を規定しうる。

<sup>38</sup> 電子マネーに関する勉強会（日本銀行金融研究所）「電子マネーの私法的側面に関する一考察」8頁以下、22頁以下も、電子マネー及び前払式証券について、このような法律構成を検討している。また、8頁では、債権者交替による更改（民法第515条）の法律構成の可能性も指摘している。なお、債権者交替による更改は、後述する債務者交替による更改と異なり（なお、注42参照）債権譲渡構成と同様の問題が当てはまることになる。

<sup>39</sup> 債権譲渡代金と取引代金債務を自動的に相殺するという構成も考えられないではないが、本質的とはいえないであろう。

態に反する。ただ、もし発行見合い資金の返還請求権がある商品設計であるとする、この法律構成はありうるものとなる。ただ、発行見合い資金の返還請求権がない場合の法律構成と統一的に説明しづらい点で、本質的な構成ではなかろう。なお、このように構成するときは、譲渡性預金に類するものということになる。

また、加盟店のマネー所持人に対する取引代金債権をマネー発行者に譲渡する（売り渡す）と構成することも考えられる。そうすると、発行者は、債権購入代金として、加盟店にその代金を支払うと構成することになる。この構成を前提にしたとき、もっとも重要な債務弁済効については、どう構成することになるか。すなわち、発行者は、譲り受けた取引代金債権をマネー所持者に請求することになるが、前金を受領しているので、その前金から充当して債権の弁済に充てるということになるか。その弁済充当の関係を譲受債権と前金返還請求権と相殺するとする構成も考えられなくもないが、例えば、前払式証票発行協会の標準約款等に照らしても、そもそもマネーの所持人が少なくとも現実に弁済期の到来した前金返還請求権を有しているのか疑問があり、相殺構成には疑問がある。また、マネー発行者が債権譲渡による譲受債権をマネー所持人に対して有することになるから、抗弁の対抗を受けることになる。すなわち、例えば、売買契約の目的物に瑕疵（かし）があって、契約の目的を達することができずに買主が売買契約を解除した場合（民法第 570 条本文、第 566 条第 1 項第 1 文）には、譲り受けた債権が遡及的に消滅すると考えられる。ちなみに、この場合、発行者は、民法第 545 条第 1 項ただし書の第三者ではなく、債権は消滅する<sup>40</sup>。そうすると、発行者は、利用者との関係では、利用されたマネーを復活させ、加盟店には、不当利得として、代金相当額を請求すべきとなる。もっとも、かかる関係は、特約によって、排除することになる。なお、銀行のデビットカード取引の約款がかかる法律構成を採用しているが<sup>41</sup>、理論的な疑問も提起されている<sup>42</sup>。

(4) 支払委託（指図）構成 支払委託構成によれば、加盟店は、発行者に対して支払の請求権を持たないことになるが、そのような構成が現実になされるかどうか疑問である。また、この構成では、元となる利用者が加盟店に対して負担した債務は、存続することになる。当事者がかかる契約をしたとすれば、それは有効であるこというまでもないが、決済のファイナリティには反する構成となる。そして、債務が存続している以上、加盟店は、利用者に請求することもできる理屈であり、仮に特約で第一次的には発行者に請求すべきこととしたとしても、発行者が倒産して加盟店が発行者からの支払を受けられない場合には、利用者に請求しうることとなる。これは、マネーとしての経済目的に反する上、消費

---

<sup>40</sup> 大判明 42・5・14 民録 15 輯 490 頁

<sup>41</sup> 日本デビットカード推進協議会法務委員会「「デビットカード」の仕組みおよびその法的枠組みの概要(1)」金融法務事情 1573 号 13 頁

<sup>42</sup> 吉原省三「デビットカードの法律構成」金融法務事情 1577 号 14 頁は、解除条件付債権譲渡構成について、譲渡すべき債権が既に消滅しているとし、「この構成は技巧的にすぎ、事実を無視したものといえる。」と批判している。そして、債務者交替による更改構成を示す。

者保護という結果においても妥当性を欠こう。また、特約により債務消滅効を付与するとすれば、免責的債務引受構成に還元される可能性がある。そうすると、裁判の理論である要件事実的に免責的債務引受の要件事実を満たす可能性があり、支払委託の要件事実、免責的債務引受の中に含まれてしまうとみるか、過剰事実となって、支払委託構成は本質ではなく不要な主張と考えるのが裁判の理論である<sup>43</sup>。また、前述のように契約解除がなされた場合には、支払委託は、民法上の事務委任（第 656 条）であるから、本人のためにする契約の類型であって本来的に解除が可能である（民法第 651 条）。そうすると、利用者は、加盟店と取引を行ってその場の支払を免れた後、発行者に対する支払委託を解除することができる理屈であり、加盟店にとっては不都合がある。これを防止するには、解除禁止の特約で対応することになる。

確かに、無因の資金決済は、資金を保管する者等に対する支払委託や支払指図等の関係で行われる。支払委託や支払指図の概念は、決済一般に有用であり、電子マネーの取引にも参考となる概念である。しかし、電子マネーの取引は、加盟店と利用者との現実の取引を前提とし、これを原因とする法律関係を出発点として、原因関係が決済されてゆく有因の法律関係である。加盟店や利用者を離れて、背後で決済に関係する金融機関等の間では、元の取引と離れた無因の金銭決済の法律関係が成立しうるし、加盟店や利用者及び発行者間にも、支払委託、支払指図等の関係で構成しうる余地はあるが、原取引によって成立した債務の消息に着目してこれを説明しない限り、電子マネー取引の全体を説明したことにはならないと思われる。

(5) (免責的)債務引受構成等 次に免責的債務引受構成は、マネー所持者がそれを使用することによって債務を免れる点を免責的債務引受という法律構成で端的に実現し、マネー発行者とマネー所持者との関係をこの構成で説明することができる<sup>44</sup>。為替手形を支払人が引受により手形上の債務を負担するのと平行な構成である。ただ、この法律構成によるときは、無因の手形債務とは異なり、マネー発行者が債務を引き受ける結果、取引代金債務と引受債務は同一性を保持しているから、マネー所持者が加盟店に対して有する

<sup>43</sup> 裁判実務である要件事実論にいうところのいわゆる a + b の理論である(司法研修所「増補民事訴訟における要件事実第 1 巻」58 頁以下)。すなわち、本件の例でいえば、契約で債務の免責を特約すれば、免責的債務引受契約が成立する可能性がある。そうすると、利用者は、既に債務を免れており、債務の支払委託をする基礎がなく、支払委託の法律構成は、過剰で不要なものとなる。実体的には、注 42 の批判と同様の批判が当てはまることになる。

<sup>44</sup> 電子マネーに関する勉強会注 38 前掲 22 頁も、前払式証券の構成について、免責的債務引受構成を「解釈として比較的素直なもの」とする。なお、片岡は、「プリペイド・カードの法的性質と契約関係」ジュリスト 951 号 41 頁で、プリペイドカードを債務の免責を受けうる地位を表章する有価証券と論じた(なお、刑法の解釈に関するものではあるが、プリペイドカードであるテレフォンカードは、有価証券であるとするのが判例である(最判平 3・4・5 刑集 45・4・171))。これは、当為としての法的解釈論ではなく、現実の法的性質論等としてのものである。なお、現在に至っては、後述するとおり、電子マネーの当為としての法的性質論として、債務者交替による更改の法律構成にも優れた点があり、検討に値するものと考えられる。

抗弁等も承継することになる。すなわち、例えば、売買契約の目的物に瑕疵（かし）があって、契約の目的を達することができずに買主が売買契約を解除した場合（民法第 570 条本文、第 566 条第 1 項第 1 文）には、引き受けた債務が消滅すると考えられる。この場合、発行者は、民法第 545 条第 1 項ただし書の第三者ではないことは前述したとおりである。そこで、この法律関係を切断するには、その旨の特約が必要であり、前払式証票発行協会の標準約款においても、この法律関係についての約定が手当てされている。<sup>45</sup>

なお、金銭と同様に決済のファイナリティを確保する法的構成として債務引受に準じるものとして、債務を引き受けるのではなく、債務者交替による更改（民法 515 条）と構成する余地もあると考えられる<sup>46</sup>。債務引受は、新旧債務の同一性が維持されるが、債務者交替による更改は、新旧債務は別個の債務とされる。ただ、一般的には、債務者交替による更改は債務引受であるのが常であり、更改とする認定は極めて慎重にすべきものとされている<sup>47</sup>。そして、一定の場合に債務者の支払差止請求を認める前払式証票の標準約款の規定<sup>48</sup>に照らしても、現状で更改構成は、実体にそぐわないと考えられる余地もある。また、現実には債務が発生する前から債務者交替が約定されているという不自然さにも難点がある。しかし、債務者交替による更改構成は、新旧債務の同一性がなく、加盟店が債権の支払請求について旧債務の抗弁の対抗を受けないこと等、通貨としての機能とその性質（いわば「マネー性」）を高めた資金決済の法律構成となる利点がある。また、上記債務者による支払の差止請求も逆に例外的な特約による債務者保護のための規定と考えることになり、マネー性が高まったものについては、原則に戻ってマネー性を貫徹できる法律構成といえることになり、検討に値する法律構成足り得ると思われる。

---

<sup>45</sup> (社)前払式証票発行協会「プリペイドカード標準約款」第 8 条第 1 項

<sup>46</sup> デビットカードについての吉原注 42 前掲参照

<sup>47</sup> 我妻注 10 前掲 360 頁

<sup>48</sup> 注 45 前掲標準約款第 8 条第 2 項参照

### 3．諸外国の現状

#### 3 - 1．諸外国の電子マネー事情

##### 3 - 1 - 1．諸外国の電子マネー事情

2 - 1．で示したようなわが国における電子マネーをめぐる事情は、そのまま諸外国での状況に当てはまる。まず、プリペイド・カードについては、欧米・アジア諸国の一部を中心に 80 年代後半から普及し始めたが、やはり、交通分野（鉄道・バス等）を除けば、参加企業（発行体）のほとんどがわが国と同様に撤退している。

また、電子マネー（ICカード型、ネットワーク型、その両方を含む。）について、多くのプロジェクトの実証実験<sup>49</sup>が 1994 年以降行われたが、それらについても、1998 年にその多くが終了・清算された。一時は、視察者が殺到した英国での Mondex の Swindon 市における電子マネープロジェクトは、1998 年 7 月に実験が終了し、カード型ではないがネットワークを通じて決済する eCash は同年 8 月に取扱いが中止になった。さらに、シテイバンクとチェース・マンハッタン銀行によるニューヨークでの共同実験も 1998 年 12 月に中止になった。

これらの失敗の理由については、様々な分析が行われているが、以下の 3 点が共通する理由であろう；

「未来の貨幣」というふれこみだったにもかかわらず、電子マネーは、基本的な貨幣の機能をもたず、信用の裏付けにも問題があった。特に一般事業者が発行した場合の信用力の欠如が問題。

金融機関・商店・個人が部分参加のために、一般的支払手段としての機能が欠如しており、規模の経済やネットワーク効果が十分に発揮されなかった。

セキュリティ上の問題（偽造、改ざん、OS の安定度、紛失の大きさと程度等）についての不安を払拭することができなかった。

しかし、このような状況の中、いくつかの成功例や、新しい動きが出てきている。このうち、香港の Octopus Card とフランスの Moneo を以下に取り上げる。

##### 3 - 1 - 2．香港における Octopus Card 利用の現状と規制

Octopus Card 利用状況

香港の Octopus カードは、1997 年に香港で交通カードとして導入された。その名称（Octopus）は、地下鉄・鉄道・バス・トラム（路面電車）・フェリー等の 8 つ（Octo）の

---

<sup>49</sup> 詳細は、Bank of International Settlements, Committee on Payment and Settlement Systems, *Survey of Electronic Money Developments*, NOV2001 を参照。

公共交通機関の運賃支払のために使われることからきている。カードの形式としては、非接触型 IC カードを利用したプリペイドカードであり、システムそのものは、日本のソニーが開発した Felica 形式である。2003 年 1 月の段階で、香港の人口（約 690 万人）を超える 930 万枚が普及している。香港金融管理局（Hong Kong Monetary Authority）やカードオペレーターである Octopus Card Limited によると、香港市民の 15 才以上のほぼ 9 割が所有しており、平均の利用額は、1 日あたり、約 5200 万香港ドルで、一日平均の取引件数は、767 万件である。Octopus Card を使える範囲は拡大しており<sup>50</sup>、当初の交通分野に限らず、現在では、コンビニエンス・ストアやスーパーマーケット等での利用が可能になっている。また、香港の大手・中堅銀行を中心に 17 もの銀行が A T M によるチャージ（価値追加）サービスを行っている。

#### ビジネスモデルとしての Octopus Card

Octopus Card は、前述のようにもともと交通カードとしてスタートしており、現在、香港内の交通機関のほとんどがこのカードシステムによる料金支払いが可能になっている。このシステムがちょうど香港に登場した 1997 年は、ちょうど、カード型電子マネー・プロジェクトが次々に実現化していた時期であり、1996 年には MONDEX や VISA CASH がそれぞれ、現地大手銀行をバックにしたプロジェクトを開始し、激しい市場獲得競争を繰り広げていた時期でもあった。したがって、当初、銀行グループからの直接的な支援を受けていたわけではない Octopus は当初、かなりの苦戦が予想されていた。しかし、地下鉄（MTR）や新界地区の軽便鉄道（LRT）を皮切りに次々と交通機関での決済カードの地位を獲得し、1998 年にはほぼ香港全域の交通機関（タクシーを除く）で Octopus Card が利用できるようになった。現在では、Octopus Card が使える交通機関では、およそ利用者の約 75%程度が Octopus Card を利用しているが、地下鉄などでは、通常の磁気カード型の切符も単発で利用する客のために発行されているため、自動改札機は、現在も非接触・接触の両方の型が使えるような構造になっている。

上記にあるように、このカードは多目的カード（Multi-purpose card）であり、現在、スーパーマーケットや、コンビニエンス・ストア、ファストフード店、自動販売機、駐車場での支払いをはじめとするさまざまなサービスへの利用が可能になっている。

また、カードには、無記名型と記名型があり、前者に関しては、紛失・盗難時には、カードの中に残っている未使用残高の返還は保証されていないが、後者に関しては、クレジットカードの盗難・紛失のケースと同様に、紛失・盗難時に発行会社である Octopus Limited へ速やかに連絡をすれば、未使用残高の返還が保証されている（記名型には、所持人の写真等をつけることも可能であり、将来的には社員証等への利用も可能になっている。）。

---

<sup>50</sup> 現在 160 もの企業等が Octopus Card の利用を認めており、その中には、交通機関のみならず、駐車場、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、キオスク、学校等がある。

さらに、オートチャージ機能がついていることも一つの特徴である。これは、記名型カードに関して、交通機関の改札時や買物時において、もし、資金が足りなくてもカード保持者からの依頼に基づいて、自動的にある一定の金額をクレジットカード口座から引き落とし、カードにその金額データを自動入力するもので、カード保持人は、いちいち残高を気にすることなく交通機関を利用し、買い物をする事ができる。

以上のように、まさに Octopus Card は、日常生活全般をカバーする形に総合支払カードになっており、香港市民の生活に完全に溶け込んでいる。もっとも、利用方法の 8 割以上が交通カードとしての利用であるものの、同様のサービスを提供する事業者は他にはなく、その独占性の高さから、競争法的観点より、最近では別会社の参入を積極的に推進すべきなのではないかという意見も当地監督当局内部にはある。

### 3 - 1 - 2 . フランスにおける Moneo プロジェクトの動向

フランスの Moneo プロジェクトは、もともとフランスに 3 つあった電子マネーの様式をひとつに統合し、11 の金融機関、フランス国鉄、フランステレコム、パリ交通局等が共同でスタートさせた電子マネープロジェクトである。基本的な目的を、金融機関にとってコスト的に見合わない 30 ユーロ以下の現金や小切手をなくすことを目的にしている（コインの流通量を 10% 減にすることが当面の目標。）。したがって、日々のこまかい買い物（食料等）や近距離用切符を買うとき、または自動販売機を利用するときなどの利用を想定している。IC カード型であり、ATM や入力機を利用して、価値をカードへ移動させること自体は変わらないが、カード自体は、これまでの電子マネーとは違い、単体ではなく、基本的にキャッシュカードやクレジットカードと連結した形になっており（プリペイド式も発行する予定）、フランスで新しいキャッシュカードやクレジットカードを作ると、Moneo の機能がついてくる（もちろん、機能がいない場合、いない旨、銀行側に言えばその機能がついていないものが発行される。）。Moneo の場合、これまでの電子マネーがセキュリティ重視の結果として、決済時間がかかりすぎていたことに鑑み、30 ユーロまでの決済については、メインサーバーと決済時につながらないオフライン形式で、暗証番号等もなしにした。また、プリンター等を省略するため、1 回ごとの利用証の発行をしないことにしている。

すでにこの電子マネーシステム実験は、1999 年にツールズ市でスタートして以降、計画通り、利用できる地域の範囲を拡大していて、現在、フランスほぼ全土での利用が可能になっている。しかし、その普及・利用率は今のところ、芳しくない。当初、2004 年までに 100 人中約 16 人が、Moneo サービスを利用し、そのうちの 73% 程度が頻繁に利用され、月の平均利用回数が 4.4 回になることを短期的目標としてきたが、そこまでには、とても到達しないようである。というのも、カードリーダーを店舗側が買い取る形式になっていることや、これまでのデビットカード（カルト・バンケール(Carte Bancaires)）との差が現段階では明確になっていないこと、また、買い物時に利用証が出てこないた

めに、利用者からはいくらそのとき利用したか、証拠になるものがないなどが挙げられる。現在の段階では、従来のあまりうまくいかなかった電子マネーとの特徴的な差がなく、利用拡大のためには、コストやスキームも含めた見直しが必要かもしれない。しかし、今後、計画通り、交通機関での利用が可能になり、かつ駐車料金等の支払い等にも利用方法が拡大してくれば、状況は変化してくる可能性はある。

### 3 - 1 - 3 . 小括

さて、以上で取り上げた電子マネーを分析してみると、以下のようなことがわかる。

単なる支払だけの機能だけではなく、交通カード等の複数の機能が付随している。

の機能も含め日々の生活のために利用されるものを目指していて、場合によっては、これまで、それぞれの店舗等で分かれていた支払カードを統合するような役割を持っている。

利用できる店舗もコンビニエンス・ストアやスーパーマーケット・キオスク等、一般的に多く利用される場所で、小額決済が多いところに限定されている。しかも、ポイント制度など、一種のおまけ的な要素のものが付随しているケースもある。

OS等に関しても、既存のメジャーなOSとの関連性がいいものになっており、カードリーダー等の値段も比較的安価におさえられている。このことで導入コストをかなり下げ、多くの店舗に参加しやすいようなスキーム作りを進めている。

国や中央銀行が直接的ではないものの何らかの形で関与・協力しており、実験的な狭い地域ではなく、その国か地域の比較的広い地域が対象になっている。

これらのポイントは、まさにこれまでの失敗を受けて、規模の経済性や利用者のメリットを何らかの形で提示しようと試みていることを示している。今後も、これらの状況を受けて、電子マネーの普及が進むかどうかは、(予想されていたこととはいえ)フランスでMoneoの普及がなかなか進まないという現実に示されるように、かなり多くの利用者の支払いについての慣習を変化させることが必要であり、容易なことではないことが予想されるが、香港のOctopus Cardの普及が、予測以上に進んだ(当初の予想よりも半年以上早く、発行枚数が900万枚に到達した。)ことを考えると、商品コンセプトが利用者のニーズと合致していれば、電子マネーもそれなりに受け入れられるということがわかる。

Moneoのフランス全土での導入を受けて、現在、特に、欧州を中心に再び、電子マネーに関する見直しがスタートしている。すでに、2000年10月の電子マネーに関する欧州指令を基礎にして、EU加盟国の大半が電子マネー法やそれに準ずるための法律体制を整えている最中である(いくつかの国では、すでに施行されている)。また、今後、特に携帯電話を媒介にした決済システムの開発が進んできており、(わが国でも同様だが)今後この分野での技術や規制の統一化に関して、今後、様々な議論が交わされることが予想される。そし

て、3 - 2 . 電子マネーをめぐる諸外国の法及び監督制度では、現在、利用されている（されようとしている）電子マネーを欧州や香港、その他の国々ではどのような法制度で支えているのかについて論ずることとする。

### 3 - 2 . 電子マネーを支える諸外国の法および監督制度

#### 3 - 2 - 1 . Octopus Card の場合

香港においても、Octopus Card が登場するより以前から、いくつかの交通機関で交通カードとしてプリペイド・カードが発行されていた。これらについては、半官半民であるこれらの交通機関オペレーター（例えば、MTR）が発行する形態であったため、日本におけるプリペイドカード法等は制定されていなかった。しかし、Octopus Card の場合、単独の民間会社により運営されており、しかも、多岐の交通機関での利用が可能であるため、その登場以来、これをどのように捉えればいいかが課題になった。そして、カードの多目的化を機に、Octopus Card Limited（以後、OCL とする）は、Deposit-taking Company（預金預り金融機関、通称：DTC）の免許を持つ金融機関になった<sup>51</sup>。これは、もともと、香港には、プリペイドカード発行を規制する法律がなかったことを受けて、香港金融監督局（Hong Kong Monetary Authority、通称：HKMA）が、利用者が口座を引き落として（もしくは、現金を入金することで）、カードの価値を増加させる（別段勘定における記録を変える）ことについて、OCL が一種の預金業務を行っている」と解釈し、HKMA として、一金融機関として、監督することにしたためである。したがって、現在は DTC として、年 1 回 HKMA から他の金融機関同様の検査、すなわち、財務内容一般をはじめ、コンプライアンス等、さまざまなポイントの検査を受け、安定した決済サービスを提供するのにふさわしい金融機関かどうかチェックを受けている。

以上のように、Octopus Card の場合は、プリペイドカード法や、電子マネー法を制定するのではなく、発行体（OCL 社）を DTC という既存の金融法の枠組みに入れることで、規制・監督している例である。

#### 3 - 2 - 2 . Moneo の場合

Moneo の場合は、既存の金融機関（銀行や日本と同様に金融業を一部営んでいる郵便局等）

---

<sup>51</sup> 香港においては、銀行業は、3 つの免許の種類があり、  
免許銀行（Licensed Bank）  
制限付免許銀行（Restricted Licensed Bank）  
預金預り機関（Deposit Taking Company）

は一般商業銀行のことで、預金や貸付、外為等を行う。それに対して、の制限付免許銀行は、預金等がない、投資銀行やリースやファクタリング業を営んでいる金融機関がその典型例になる。の預金預り機関は、預金や一部の中小ビジネス向けのローンを営んでいる金融会社のことを指す。

にしか発行を認めておらず、金融機関のひとつのサービスとして、広く、フランスで利用されているデビットカード（C B）と同様に、既存の銀行によるサービスの一種として捉えられている。したがって、銀行法の改正等はほとんど行われなかった。フランス銀行委員会でも適切なシステムで運営が行われているかについては、検査時には、重視して精査することとしてはいるものの、監督上の特別な規定等があるわけではなく、その策定が今後の課題となっている。

### 3 - 2 - 3 . その他諸外国の動き

プリペイドカードも含む電子マネーに関する法制度策定の動きは、特に、欧州において、2000年10月に出された電子マネーに関するE U指令に基づいて、現在進行中である。そのうち、英国は、早くも昨年4月に『電子マネー発行者に関する規則(The Regulation of Electronic Money Issuers)』が英国金融監督機構(Financial Services Authority, 通称F S A)により施行された。ここでは、将来、電子マネーがA T M等のターミナル経由だけでなく、インターネットを通じて、または、携帯電話を通じて使われるであろうことを予測して、その定義を「電子機器に保存され、発行者でなく所持人の支払いとして受け入れられる金銭的価値」として、非常に広いものになっている。本規則は、同時に、一定の条件の下に、銀行や非銀行(一般事業会社をふくむ)が電子マネーを発行することを認めている。ただし、非銀行である発行体には、認可に当たり、会社構造、資本、資産負債管理、流動性、市場リスク、大口債務、連結対象会社等について審査が行われ、健全かつ適切な経営、管理、会計処理に関する規則および妥当な内部管理システムを保持していることを要求される制度になっている。そして対利用者に関しても、電子マネーの機能やその他の事項(紛失、悪用、盗難等)についての情報を適切に提供することが要求されている。本規則では、電子マネーの法定最高設定金額は、一枚当たり50ポンドとなっている<sup>52</sup>。

そして、欧州での電子マネー法制の策定は、大きく分けて、2つのタイプに分かれているように思われる。ひとつは、電子マネーを異業種からの金融業への参入に利用するため、新しい認可基準を定めるもの(例:英国) それに対して、もうひとつは、既存の金融機関にのみ、電子マネーの発行を許すもので、したがって、既存の金融機関(特に銀行)しか発行しないので既存の法体系の変更(改正等)をほとんどせず、従来の監督体制のままで電子マネーの監督をしていこうとするやり方であり(例:フランス、フィンランド等) 現状では、後者の動きが大勢であるといつてよい。しかしながら、これらは、交通カード等の連携を考えていない段階の理論構成であり、交通カードとの一体化や携帯電話に内蔵さ

---

<sup>52</sup> このように、電子マネー法こそできたものの、この規則が施行されて以来、約5件の一般業者からの電子マネー発行者の認定申請があったが、そのほとんどは、非常に小規模なものにとどまっている。英国FSAでは、現在、ロンドン市地下鉄(London Underground)等で非接触型カードの実験が始まっており、監督当局としては、これらの動きに注目している。

れたICチップに電子的価値を保存し、決済に利用するような場合については、交通機関のオペレーターや通信会社が決済を直接的に請け負うような場合も想定され、それらについては、決済制度の枠組みの問題とあいまって、今後の検討課題となっている。

これに対して、アジアでは、韓国において、「電子金融取引法」が2003年度中に審議される予定である。現在、その法案が公開されているが、電子マネーを含んだすべての電子金融取引（法案の第2条4項によると、電子金融取引とは、「金融機関・電子金融業者が電子的装置を通じて金融商品およびサービスを提供する業務を利用者が利用する取引」であるとする。）を網羅するものであり、電子マネーについても、第16条から第19条にかけて、電子マネーの発行・使用および換金、さらには支払の効力、電子マネーの返金等に関する規定が置かれ、第31条以下では、電子マネー発行者（管理者）資格が定められている。これによれば、韓国でも、電子マネーの発行は、電子金融業務として、認可が下りた業者には、金融機関でなくても電子マネーの発行や業務の運営を認めている<sup>53</sup>。

ただ、総じて見てみると、諸外国の電子マネーをめぐる法や監督制度は、上記のOctopus CardのケースやMoneoのケースも、その決済システムに関する法理論よりもむしろ、発行者の倒産等による決済への影響を鑑み、発行者資格やサービス提供者への監督制度の問題を重要視した形態になっているといえる。

---

<sup>53</sup> なお、韓国の電子金融法制は、この数年間の間に様々な規定、基本約款が整備されてきたところであるが、日本ではほとんど紹介されていない。そこで、金融庁金融研究研修センターの徐 熙錫専門研究員と著者（杉浦宣彦）で、「韓国における電子金融法制 - 「韓国電子金融取引法(案)」と日本法制への示唆」という論文を本稿と同時期に発表する予定である。

## 4 . 電子マネーをめぐる新しい動き

わが国では2000年前後にほとんどのプロジェクトが終了した電子マネープロジェクトであるが、ICカードを利用した前払式に分類される電子マネーについては、現在も全国規模での商業サービスがいくつか検討・実施されている。以下、最近の主要な動きを振り返る。

### 4 - 1 . 電子マネーをめぐる新しいプロジェクト

#### 4 - 1 - 1 . IT 装備都市研究事業

まず、官主導のものとしては、IT 装備都市研究事業<sup>54</sup>が挙げられる。これは、わが国の「e-Japan 戦略」(2000年1月決定)のもと、経済産業省の「ICカードの普及等によるIT 装備都市研究事業」(通称：IT 装備都市研究事業)として行われているものである。これは、わが国のIT社会の発展が、諸外国のそれからかなり残された状況にあるという認識のもとにスタートしたもので、日本におけるIT革命の推進の過程では、特に公的分野において、ICカードが利用されることを想定し、ICカードシステムを中心とした情報システムを国内の複数の地域で試行運用し、その効果を広範囲に検証することを主たる目的とした。検証項目には、システムの相互運用性や運用・管理方法といった技術的側面から、ICカードの多目的利用を前提とした費用分担等の社会的側面にまで及んでおり、将来的に行政機関等が、ICカードシステムを導入する際、円滑な導入を可能とすることを最終目標としている。

だが、ICカード自身は、社会がIT化した過程におけるキーデバイスであっても、今後のIT社会で必要とされるもの全体からすれば、ほんの一部を占めるに過ぎず、ICカードの社会における役割を明確化する必要がある。そこで、本計画では、まず、大きな柱として「電子商取引等の促進」、そして、「ICカードの利用環境の整備」が謳われている。つまり、ICカードを電子政府と企業・国民をつなぐインターフェイスのようなものと位置づけ、電子政府構想における「行政機関の中に、核となるシステム」に利用しようという考え方である。

現在、実験は、全国21もの地域で行われ、実際に、ICカードシステムを行政サービスや民間サービスに適用し、商店街や医療機関等で、市民や行政職員が直接利用することを通じて、ICカードの実証性の検証が行われた。たが、地域限定型ということもあり、利用者の広がりや伸びは、比較的限定的なレベルにとどまっており、また、行政カードと電子マネーが1枚のカードに一体化しているのは、今後、特に個人情報保護の観点から問題が指摘される可能性があるのではないかという声もあり、全面的な導入に向けては解決し

---

<sup>54</sup> この事業の詳細については、ニューメディア開発協会のホームページ (<http://www.itcity.jp/>) を参照。

なくてはいけないいくつかの課題が残った形になっている。

#### 4 - 1 - 2 . 民間主体の電子マネープロジェクト

これに対して、民間でのプロジェクトでも、大掛かりなものがスタートしている。まず、ソニーや東京三菱銀行等が設立した「ビットワレット株式会社」が運営・推進している「E d y」<sup>55</sup>であるが、リアル（コンビニエンス・ストアやその他、提携店舗での利用）での使用及びサイバー上（インターネットモール上の店舗での利用）が可能である。その技術的基盤は、ソニーが開発した非接触型ICカード技術である「Felica」である。

この「E d y」は、プリペイド型電子マネーであり（したがって、前払式証券規制法により、「前払式証券」として登録されている。）価値（バリュー）を事前に入れておけば、決済口座などを別途作る必要はない。また、価値がICカードに記録されていて、読み取り機を通じて、ネットワークへのアクセスもできるため、デジタルコンテンツやネット上の電子商取引にも適している。さらに、非接触型ICカードで情報処理が早く、しかも、ICカードが露出していないために磨耗等が利用により発生しないために耐久性も優れている。

E d yの代表的な利用方法としては、平成 12 年からスタートしている「am/pm」での利用がある。300 円で買ったブランクのE d yカードに、コンビニのレジでチャージし、その金額（残高）に基づいて、決済が行われるという仕組みだが、決済時間が短く<sup>56</sup>、客単価は、現金の場合と同じかいくらか少なめという調査結果もあり、まさに、小額決済に有効に活用されているということが証明されている。また、東京三菱銀行の社員証に、この機能を入れたことがきっかけで、丸の内界隈で急速に利用が増え、利用店舗が拡大したことも注目すべき現象ではあろう。ただし、このモデルでは、コンビニとの提携、社員証への登載という部分で、新しさはあるものの、その利用範囲が拡大するとか、別の意味での、利用者へのメリットがないとこれまでの失敗続きであった電子マネーのモデルとあまり変わらないことになる。したがって、これからどのように一般利用者に拡大するのかが大きな課題であるが、最近になってマイレージサービスとの連携等も進めており、今後の動向が注目される。

また、現在は、交通カードであるが、今後、多目的化が予定されているものとしては、

---

<sup>55</sup> E d yの詳細については、ビットワレット株式会社のホームページ（<http://www.bitwallet.co.jp/>）を参照。

<sup>56</sup> レジでチャージできるように仮に1円でもチャージが可能である。また、会計する場合、商品のバーコードをスキャンして金額をレジの金額表示欄に提示し、顧客がE d yで決済する場合は、レジのE d yボタンを確認として押し、E d yカードをカードホルダーにおく。そして、支払を示す音がでて、残高も含めて提示されたレシートが発行される。このプロセスには平均26秒かかるという調査があり、比較的短時間で決済が可能である。

JR東日本が推進している「Suica」<sup>57</sup>がある。これは、JR東日本の中期経営計画「ニューフロンティア21」の下で計画・推進された出改札システムに使われるICカードである。このカードも、Edyと同様に非接触型であり、JR東日本によるネーミングによれば、まさに、「タッチ・アンド・ゴー」という形で定期券を取り出す必要がないものになっている。この利便性により、平成13年1月からのサービスを開始したが、すでに600万人を超える利用者があり、出改札時に利用されるということで、処理速度が速められており、1件あたり0.26秒という速さになっている。

このカードには、定期券とIO(イオ)カード(チャージ式のプリペイド乗車カード)が併合された形と、IOカードが単純にSuicaになっているものと2つに種類があるが、IOカード部分には、最高2万円まで入金できるようになっている。定期券と一緒にしているタイプについては、紛失した場合でも、定期券データに利用停止措置を講じて、紛失時の拾得者による不正使用を防止した上で、正規の所有者に対して定期券および紛失時におけるIO部分の残高が入力されたカードが再発行される。

このカードが単純に乗車券の代わり、もしくは、乗車券購入のための交通カードとして利用されている分には、社会的影響は限られるのだが、JR東日本以外の事業者がSuicaを導入することにより、マルチポータル化や多目的化が進むことが予想されている。すでにJR東日本では、この1-2年の間には、駅のキオスク等を念頭に置いた形で、物品の購買にもSuicaが利用できるようにすることを予定しており、プリカ法上でのプリペイドカードとしては、わが国でも最大級のものが登場する可能性がある。また、現在、鉄道を利用するにあたって、私鉄とJRでは、システムの違いを反映して、違うプリペイドカードを使う必要があるが、これも、同じカードでの利用が可能な方向への話し合いはスタートしており、JRとしてはそのためのプロモーションを積極的に展開している<sup>58</sup>。

以上、代表的なものをいくつか取り上げたが、さらに、最近では、技術やモデルの進歩の結果、カードそれ自体は一種のIDとして働くだけで、価値や記録は、そのカードを利用した時に、直接、メインコンピューターやサーバーに接続することで価値を変化させたり、記録を読んだりするシステムのものも出来上がってきており(また、プリペイド型でありながら、証票等が存在せず、ウェブ上の店舗における買い物をすべてネット上で済ませ

---

<sup>57</sup> JR東日本によると、このSUICAという言葉は、「Super Urban Intelligence Card」の頭文字と「スイスイ行けるカード」の意味があるそうだ。

<sup>58</sup> JRの子会社化が一つの理由とはいえ、東京モノレールでの利用が可能になったのは、一つの例であるといえる。また、関西では、「スルッとKansai」という関西地区で、私鉄・公共交通が一枚のプリペイドカードで利用が可能なシステム(<http://www.surutto.com/>を参照)があるが、このシステムにおいて利用されるカードのICカード化と多目的化(主に、駅のキオスクや電鉄系列のデパート・スーパーマーケットでの利用)が計画されている。また、JR西日本でもJR東日本同様の非接触型ICカードによる交通カードの発行が計画されており、これらは、すべて、ソニーの開発したFelica形式でシステムが作られているため、将来的にはそれぞれのICカード利用に関しての乗り入れが可能になるかもしれない。

て、プリペイドした金額を利用して決済が済むような形になっているものもある。) 今後もこの分野についてはさまざまな形態のものが登場してくることが予想される。

#### 4 - 2 . 新しい電子マネーの特徴と課題

これらのICカード型電子マネーの発展を通じて、これまで、わが国における電子マネーの実証実験では実現していなかった、交通機関との連携や、幅広い地域における多くの店舗での利用が可能になったという点で、今後の動向が注目される。しかし、これらICカードの電子マネー(プリペイドカード)化は、これまでの法や制度が消費者保護のためにカバーしてきた(想定してきた)範囲を超え、いくつかの問題を提示している。例えば、

これまで、利用者に注意を喚起するため、裏面での表示内容については、法的に様々な取り決めがあったが、ICカードの場合、特に、従来のプリペイドカードとは違い、金額のチャージがいつでも可能だが、これまでのような残高印字はできない。この場合、どのような代替手段を認めるべきなのか。従来、商品券のときから、プリペイド型は、カードや証票それ自体に価値や記録があるとされてきた。その反面、いわゆるサーバー型といわれるような、上記のようにカードに直接に価値や記録がなく、一種のIDとしか捉えられないものについては、前払式証票規制法における法的規制や利用者保護制度がなく、経済的な利用効果は同じなのに、消費者保護の幅に平等性がない。Suicaの例でもわかるように、ICカード利用の多目的化に伴い、発行者はひとつであっても、それを利用しての決済は様々なところで行われることになる。その結果、プロセス全体を管理する責任を有する単一の主体が存在しない決済サービスが提供されるが、この場合の利用者の信認をどのように確保するのか、等である。

これらの問題点は、前払式証票規制法が制定された当時からはるかに技術が進歩し、当時では予測が難しかった様々なタイプ・スタイルの電子マネーの設定が可能になったことを反映している。また、大手の企業がかなり広い地域で行ってきていることでわかるように、ビジネスモデルによっては、かなり早く広い範囲で普及する可能性があり、これらの法制度の不備を今後、比較的短期間で解決する必要がある。そこで、次章では、この新しい法的問題について過去の議論を踏まえながら検討し、電子マネーへの法的基盤整備がどのような方向で推し進められるべきかについて論じることとする。

## 5 . 電子マネーの定着及び発展に向けた法的基盤整備

### 5 - 1 . 電子マネーの制度の現状と方向性

#### 5 - 1 - 1 . はじめに

第2次マネ懇では、第1次マネ懇に次いで、電子マネーの制度整備等、必要な法的基盤についての論点整理を行うとともに、その後の方向性も示され、早急に制度整備に取り組む必要があるとされた。

その後の現実については、電子取引をめぐる法制度の整備等の進展は随所に見られたものの、懇談会の流れを受けた電子マネーという各論の制度整備自体には着手されたとはいえない状況である。その一方で、社会の状況は、鉄道カードが物販での利用を予定するなど多機能電子マネーが出現しつつあり、また、インターネットで利用される電子マネーも出現するなど、着実に変化を遂げつつある。

そこで、現在の状況に立ち返って、必要な法的基盤整備の方向性を考えてみたい。

#### 5 - 1 - 2 . 第2次マネ懇の方向性と現状

第2次マネ懇では、電子マネーを「利用者から受け入れられる資金に応じて発行される電磁的記録を利用者間で授受し、あるいは更新することによって決済が行われる仕組み、または、その電磁的記録自体」としている。この後者については、前述の電子マネーを法的に定義した「その金額に応ずる対価を得て電磁的に記録された金額情報であって、その発行者との契約関係に基づき、それを移転することによって、契約に基づく一定の範囲の金銭債務の弁済としての効力を有するもの」とほぼ同義となろう。これを厳密な意味で広義の電子マネーと呼ぶことにしよう。

他方、第2次マネ懇では、これに加えて、「利用者からの請求に応じ発行見合い資金の払戻しを約しているもの」を決済インフラとしての性格を持つ電子マネーとしている。いわば、広義の電子マネーのうち、いわば金銭通貨への兌換を約した兌換電子マネーというべきものを決済インフラたる電子マネーとしている。これを法的にみれば、出資法の預り金に該当する限界に位置するものとなり<sup>59</sup>、経済的にも、預金そして通貨へと繋がるものとなる。いうまでもなく、広義の電子マネーよりも、これが通貨に近似することは自明であり、これを狭義の電子マネーと呼ぶことにしよう。

そして、発行対価の返還約束があるかどうかは、私法上の法律構成においても、金融公法上の位置付けにおいても、一定の意味を有する重要な差異である。しかし、返還約束の

---

<sup>59</sup> 第2次マネ懇報告書は、これを「預り金」と呼びつつも、必ずしも出資法の預り金とまでは考えておらず、その結果、銀行に限定しない事業者の参入を前提としているものと考えることができる。出資法の預り金の概念が明確でないこともあって、かような立場も理論的にもちろん成り立ちうる。

ないものであっても、発行者の信用が高く、汎用性の高いものであれば、十分に決済インフラということができ、その経済的機能の差は、相対的ないし相関的なものに留まろう。第2次マネ懇報告書でも、この両者を絶対的な相違があるものとして扱っていないと考えられる。

一方、我が国の電子マネー業務の進展をみれば、狭義の電子マネーに向けた萌芽は見受けられるものの、これが現実に出現するまでには至っていない。その一方で、広義の電子マネーについては、4. でみてきたとおり、多様な展望が現実のものとなりつつある。そして、電子マネーに係る前払式証票規制法は、前述したとおり、概念としては、広く電子マネーを含むものでありながらも、立法当時、必ずしも、現状の多様な展開までを想定していなかったため、進展する現状に対応しきれない状況にあることもまた事実である。

このような状況においては、広く電子マネーを概念に含む前払式証票規制法という法的基盤が存在していること、また、第2次マネ懇も現状を電子マネーの揺籃期と位置付け、様々な商品設計を予定して商品性に関する一律の法的強制は回避すべきものとしていることからすれば、前払式証票規制法を基盤として法的対応をしてゆくことが現実的であると考えられる。もし、発行対価の返還約束がある狭義の電子マネーについて、立法上の手当てをすとしても、広義の電子マネーに関する規制法である前払式証票規制法の基盤の上に、所要の特別規定を置くことがフレキシブルに現状から多様な展開への整合性を保つことにもなる。

### 5 - 1 - 3 . 3つの着眼点とこれに対する対応

第2次マネ懇では、電子マネーの制度整備に当っては、次の3つの機能に着眼すべきものとされた。

電磁的な方法により支払指図等の決済に関する情報が処理され、そのプロセス全体を管理する責任を有する単一の主体が存在しない決済サービスの提供に対する利用者の信認の確保

電子マネーと見合いで利用者から受け入れられた資金の保全

決済インフラとしての性格を持つ電子マネーによる決済の安定性の確保

いわば、信認の確保、前金の保全、決済の安定とすることができよう。

このうち、の信認の確保は、商品性に由来し、いわば市場原理で利用者の判断に委ねられてよいものであろう。また、の決済の安定は、商品性のうち、当事者の信用に関する問題であり、また、システム等制度及び技術的な部分に係る問題である。揺籃期においては、これらは、費用対効果に関する問題であって、最優先課題とまではいえまい。他方、の前金の保全は、の決済の安定との信認の基礎をなすものである。また、これが覆るときは、直接的な消費者被害も発生する。

このように考えるときは、前金の保全に重点を置いた制度整備を行うことで、対応してゆくことが抜本的であり、また現実的とも考えられる。その余の問題は、事業者の自主規

制や商品性向上の努力によって実現されてゆくという道程を考えればよい。

ただ、この前金保全について、現行の前払式証票規制法に関しても様々な問題がある。しかし、これは、電子マネー一般に通じる問題にほかならない。第2次マネ懇が指摘する問題点は、狭義の電子マネーに限らず、広義の電子マネーの一つでもあるプリペイドカードに関する問題と同一である。

## 5 - 2 . 電子マネーへの法的基盤整備

### 5 - 2 - 1 . 概念の明確化

前払式証票規制法における前払式証票や電子マネーの定義について、文理上は、いわゆるネットワーク型のものについても、その対象となっていることについては前述した。しかし、次のような例示的記載があることによって、却って法の本質が分りにくいものになってしまっている。その問題点の改善と検討すべき点を記せば、次のとおりとなる。

(1) 記録媒体を単に「物」としているのに、「証票」を例示したことによって、例えば、携帯電話、センターサーバー等の証票以外の「物」たる記録媒体が対象となっているかどうか分りにくい。もっとも、この「物」は、後述するように、記録媒体にすぎず、本質的なものではない。

(2) 単に「記録」さえされていけばよいのに、知覚できるものと、知覚できないものを書き分けたことによって却って読みづらくなっている。すなわち、文字等の記載と、電磁的記録を書き分けているが、要は、知覚できようができまいが、記録されていけばよいわけである。

(3) 発行された証票と、発行を伴わない電磁的記録とを同等に扱っているのに、後者がカッコ書に入っており、本文との関係が分りづらくなっている。そして、このカッコ書の中こそが、典型的な電子マネーに係る規定であるから、これを分りやすく規定する必要がある。

(4) 利用の方法について、「提示、交付」を例示したために、方法を問わないことが分りづらくなっている。

(5) そして、最も重要なことは、概念構成の基本において、電子マネーの本質をなすのが「金額の記録」自体であるのに、記録媒体にすぎない「証票その他の物」を法律概念構成の基本として定義し、これを基に他の概念を構築した点である。「金額の記録」がマネーと同様の機能を持つのに対し、記録媒体は、財布としての機能を持つにすぎない。定義の基本を「記録媒体」から「金額の記録」に変えるべきである。

(6) いわゆる法第2条第1項第1号のカッコ書の加算型のものについては、必ずしも証票等の有体物の発行を伴わないのに、規制の対象を自家型発行者及び第三者型発行者として、発行概念を用いたため、加算型の規制の対象者が分りづらくなっている。そして、また、この規定が、本来、前払式証票の概念は文理上広いのに、解釈上対象を限定する根拠

の一つにもなっている。ただ、加算型に関する前払式証票の概念は、有体物ではなく<sup>60</sup>電磁的な金額の記録であると考え、対価を得て記録の加算を行うことが「発行」であり、その記録の加算を行った者が「発行者」であると考えれば、機能に即した解釈となる。このような趣旨を明確にするべきであろう。

また、この場合に、どの範囲を対象にするかという問題がある。まず、前払式証票を含む電子マネーを分類すれば、次のような段階がある。

定額のカード型の電子マネー<sup>61</sup>

当初入力額からもっぱら減算されるカード型の電子マネー<sup>62</sup>

加減算されるカード型ストアードバリュー型の電子マネー<sup>63</sup>

加減算されるモバイル型ストアードバリュー型の電子マネー<sup>64</sup>

加減算されるパソコン入力ストアードバリュー型の電子マネー

から までの各媒体に入力されるのはID記録のみで、モバイルやパソコンにストアードバリューされないネットワーク型の電子マネー<sup>65</sup>

以上のうち、 から までは、前払式証票規制法の対象となることが明らかである。また、 についても、その対象になると考えられている。しかし、 については、対象にならないとの取扱いがなされているものと考えられ、 については、個別の判断を要するものの一般にはその対象にならないと考えられている。

しかしながら、前述のとおり、第 1 に、前金保全が最も重要であると考えたときは、 から までの全てについて、消費者保護の必要があることに変わりがない。それに加えて、第 2 に、 から までと の商品設計の差は微妙なものがあって、外部からみて判別しがたいものもありうること、第 3 に、前払式証票の定義からは も含まれうることは前述したとおりである。よって、再度、消費者保護の観点からも、立法趣旨や立法事実に戻って、対象の範囲を検討すべきであると考えられる。

(7) さらに、金融のアンバンドリング(unbundling)が進み、電子マネーの業務も細分化が進行する。そうするときには、前金保全等のための規制を受ける者も明確にする必要があるところ、前払式証票規制法は、上記に述べたような必ずしも明確とはいえない「発

---

<sup>60</sup> 注 29 で条文を比較したように、加算型の規定の「もの」は、「証票等」を指しているから、加算型の前払式証票も、文理上は、「金額の記録」ではなく、「証票その他の物」を指すことになる。

<sup>61</sup> 商品券のようなもので、現実には考えがたい。

<sup>62</sup> いわゆる PET のプリペイドカードである。

<sup>63</sup> いわゆる IC カード型電子マネーである。

<sup>64</sup> 携帯電話やモバイルパソコン等に入力される電子マネーである。

<sup>65</sup> 各 から までの端末等には、権利者のIDが記録されているだけで、金額情報が記録されておらず、電子通信手段でセンターサーバー等にアクセスをし、そこで決済処理が行われるものである。なお、権利者のID等を喪失すると、電子マネーに係る権利を行使しえなくなるものと、権利者であることを証明すれば権利行使しうるもの等でも、法的に異なる取扱いをすることも考えられる。

行者」を規制の対象にしているにすぎない。しかし、電子マネーの事業者側において、発行者、前金受領者、前金保管者、債務引受人<sup>66</sup>等<sup>67</sup>がそれぞれ分離していることがありうる。そうするとき、責任を負うべき者や各規制の対象者を書き分ける必要もある。前金保全に関しては、電子マネーが利用されたときに、債務を免責させる義務を負う債務引受人が前金保全の義務を負うべきであろう<sup>68</sup>。また、電子マネーについての法定表示をすべき義務を負う者は、所持者に対する電子マネー発行者とするべきであろう<sup>69</sup>。

## 5 - 2 - 2 . 法的基盤整備の基本的スタンス

今後の現実的な法的基盤の整備のあり方を考えると次のような点を考慮する必要がある。

第1に、第1次マネ懇は、様々な私法上、公法上の問題点や技術上の問題点を指摘し、法領域が極めて広範なものにわたることを明らかにしている。

第2に、第2次マネ懇は、法制度を含め、法的基盤整備に関する論点と留意点を指摘し、電子マネーが揺籃期であり、様々な商品設計が考えられること及び法制度がこれを阻害してはならないことを明らかにしている。

第3に、その後の現状は、電子マネーは未だ揺籃期というべきで、また、電子署名法、電子消費者契約法やプロバイダー責任法で部分的な法的基盤整備は行われたものの、電子マネーの論点全般にわたる法的基盤整備が本格的に一気に行われたものではないというのが現状である。また、刑法第18章の2の「支払用カード電磁的記録に対する罪」の新設については、必ずしも電子マネー一般という視点に基づくものではなかった。そして、これら法的基盤整備は、必ずしも電子マネーに係る特別法としてではなく、それぞれの一般法的な領域で行われるべきもので、これらは、実際にもかかる一般的な法的基盤として、該当する従前の一般法との整合性を取りつつ整備されたものである。

第4に、なお整備すべき法的領域は、例えば、民法債権編、物権編、民事保全法、民事執行法、各種倒産法、(電子マネーを別段預金と考えるならば)預金保険法、刑法等々実に広いものがあり、必ずしも一朝一夕に上記のような一般的かつ電子マネーの法的基盤としても十分に配慮して行われるものとは限らない。これらの全ての作業を待っていたのでは、いつまで経っても法的基盤の整備は整わないことになりかねない。

---

<sup>66</sup> 債務引受構成による。債務引受人は、債務者に対して免責させる義務を負っている(我妻栄「新訂債権総論(民法講義 )」572頁)。

<sup>67</sup> その他にも、電子マネーのソフト提供者、計算事務や支払指図等のシステム運用者等の契約当事者がありうる。また、決済に関し、銀行も一般的に関与するほか、電子マネーの決済に係る契約当事者として関与することもありうる。

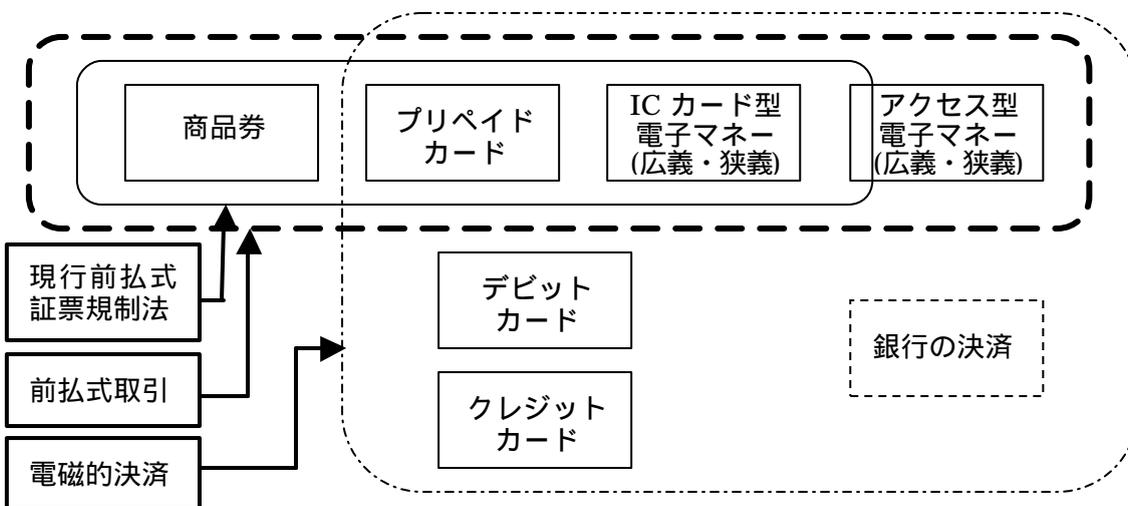
<sup>68</sup> 為替手形で振出人(発行者)と引受人が分離し、引受人が内部関係における資金を裏付けに手形上の債務を負担することを考えれば、電子マネーの場合も、債務引受人が前金保全の対象となるべき者は、発行者ではなく、債務引受人であることが自然であろう。

<sup>69</sup> 発行者も卸売段階での発行者と、小売段階での発行者との分離がありうるので、所持人と接する小売段階での発行者に義務を負わせるものである。もっとも、他の当事者が表示義務を負担する場合は、多重的にかかる義務を負わせる必要はなからう。

そこで、現状までで一定の法的基盤整備も行われたこと、民間の実務の現実が一步先行しようとしていることを考え併せれば、前払式証券規制法が電子マネーの一部を対象としてその基本的な論点に係る体系も有していることから、同法を改正して現状及び近未来に対応すべきと考える。その改正で必ずしも論点の全てに対応できるものでないとしても、電子マネーの揺籃期の現実問題に取りあえずの対応にはなりうると思われるし、現実の取引の進展と周辺の法的基盤整備の進展に併せて、更に見直しを行っていくことが現実的であると考えられる。なお、その際、前金の返還を約束する狭義の電子マネーを制度化するかどうかは、預金の受入れに近接してくることから、大きな論点となろう。ただ、その場合も、例えば、第一種の前払式決済に係る事業というように、前払式証券規制法の一つの領域として位置付けることも可能であろう。その場合は、そうでない広義の電子マネーとしての前払式証券の規制よりも十全である一方で、預金の受入れ及び貸付業務並びに為替取引を行う銀行よりは軽度な規制類型ということになる。

そして、選択肢としては、狭義のマネーを規定しないのであれば、前払式証券規制法の改正で対応することが既存の同法との整合性を保つゆえんと考えられる。他方、狭義のマネーを規定する場合には、同じく同法の改正での対応も可能と考えられるほか、同法から電磁的に記録された前払式証券に関するものを取り出して、狭義のマネーと併せて新法で対応するという選択肢もありうる。要は、広く前払式取引で括るのか、前払式電磁的記録による取引で括るのか、それとも加算型前払式電磁的記録による取引で括るのかという問題である。さらには、クレジットやデビットも含め、電磁的決済といった視点で括るような選択肢もないとはいえない。ただし、これでは、前金保全の要素で統一が取れないとの問題がある。一つの法領域を構成する基本的な要素の捉え方については、色々な要素が複雑に存するだけに、多数の選択肢がありうる。

以上の括り方のいくつかの例を図解すれば、次のとおりである。



そこで、以上のような諸般の状況に鑑みれば、やはり前金保全を中核とした「前払式取引」ということで、前払式証票規制法の延長線上に法的基盤整備を行い、クレジット、デビットと共通する「決済」という問題については、別途電子的決済についての法的基盤整備を考えるべきだと思われる。

### 5 - 2 - 3 . 法的基盤整備のあり方

以上、前払式証票規制法の改正を基本に前払式取引としての電子マネーの法的基盤整備を図っていくという前提に立脚し、第 1 次及び第 2 次マネ懇で指摘された論点に言及しつつ、そのあり方を提言すると、次のようなことになる。

(1) 金融のアンバンドリングと同様に、電子マネーの概念も細分化すると同時にこれを整備し、それぞれ細分化された当事者毎に責任と規制とを明確にするべきである。その基本となる概念は、すでに述べたような電子マネーについての法的な定義である。

(2) 規制の出発点となる当事者は、利用者の債務の免責を受けさせる義務を負う者すなわち債務の引受人であり、その裏付けとしての前金保全措置を考えるべきである。信用力等に関する情報開示もこの者を中心に考えるべきことになる。また、電子マネー業務に関し、前述したように多数の当事者が背後で関与する場合でも、利用者及び加盟店に対して最終的に法的責任を負う者は、この引受人であるべきである。すなわち、関与する当事者の責めに帰すべき事由によって損害が発生した場合も、利用者及び加盟店に対する関係では、この引受人が全責任を負い、これによって引受人に生じる損害は、その有責当事者に求償すべきである。もっとも、電子マネーの仕組みにあっては、特段の事情がない限り、民法上もこのように解されることになると考えられるが、公法規制を行う場合には、再度、この責任を明らかにしておくことも有益であろう。また、電子マネーのシステムについて、そのソフト等システムの提供者、その運用者及び電子通信事業者等が関係する。プロバイダーについては、プロバイダー責任法で法定の範囲で責任を負うとともに、それ以外は免責されることが明らかにされ、法的基盤整備が図られた。しかし、この事業者については、電子マネーの事業に関与するにすぎない者として、不法行為等の一般規定が適用されることがあるのは格別、利用者及び加盟店との関係では契約上直接の責任を負わない者として考えればよいと思われる。ただし、一定の技術水準を求める等の規制は、これとは別問題として検討の対象になりうる。

(3) 前金保全措置は、実質的に考えるべきであり、前払式証票規制法の供託の制度を維持拡張する方法のほかにも、引受人の信用力に着目する方法、信託の担保ないし倒産隔離 (bankruptcy remote) 機能を利用する方法による法的基盤整備が考えられる。引受人の信用力に着目する場合には、法的に一定の信用力によって規制に区別を設けることが考えられるほか、格付機関を利用する方法も考えることができる。また、信託を利用する場合には、電子マネーに特有の信託の制度が考えられるが、現在、金融審議会でも検討が行われている信託一般の制度整備の中でも有益な法的基盤整備が図られるべきであろう。さらに、

銀行がこの業務を行う場合は、現行の預金保険の対象となる預金を前金とする場合には、とくに大きな法的手当てを要しないことと思われるが、そうでない場合や銀行以外の者を含め前金の返還約束付で狭義の電子マネー業務を行うときは、前述したように前金保全について特段の制度整備を検討する必要がある。

また、前金保全に関しては、その者が倒産等をした場合の返還に関する法的問題もある。現行の前払式証票規制法では、金融庁長官（財務局）が権利者から届出を受けてその権利を確定し、供託金の中から配当すべきこととなっている。ただ、現行法においても、電磁的方法によるものについては、電磁的記録の真贋を判定し、これを読み取り、権利行使がなされた者についてこれを消除するという一連の措置を行いうることが制度的に担保されていない。システムの問題や倒産法制にも関係するが、電子マネーのシステムのあり方と併せ解決すべき問題となる。

(4) 利用者に対する説明義務等について責任を負うべき者は、当事者と直接かつ法的に接する者であるべきで、電子マネーを利用者に対して発行する者となるべきである。この者は、アンバンドルが進めば、電子マネー発行見合金の直接の受領者、その保管者、債務の引受人等と異なることがありうるからである。なお、電子マネーの発行について、卸売りの発行と、利用者に対する小売りの発行の相違がありうることも前述したとおりであり、その場合は、後者が責任を負う者になるべきである。また、発行に際しては、発行業務に関する関与形態として、発行者自身のほかに、発行の受託者（この者は、発行者として取り扱うべき余地がある。）非顕名代理人、顕名代理人、媒介人、事務代行者等、様々な関与の法的形態がありうる。説明義務等については、最終的には、（小売りの）発行者がその責任を負うべきであるが、他の者がこれを行えば、発行者自身で行うことを要するものとするべきではない。もし、これら関与事業者に参加規制等の業者規制を行う場合に、発行者とその者との間で説明義務等の責任をその関与事業者が負うべきこととしているときには、選任監督について責任を負う以外には、発行者の公法上の一定の責任は免責されることとするべきであろう。

(5) 不正行為対策については、システムのセキュリティの確保という問題のほか、様々な不正行為に対応する刑事罰則の強化という問題がある。前述した刑法改正は、かかる観点から行われたものではないので、アクセス型の電子マネー又は電子決済に対する様々な態様の不正行為に対処しうるとの視点から、再度、見直されるべきであろう。

(6) 民事法関係では、電子マネーの譲渡の対抗要件具備の問題もある。しかし、これらの問題は、電子マネー取引の法律構成を明確にすることと約定による対応で解決される余地のある問題でもある。すなわち、電子マネー譲渡の対抗要件の問題は、電磁的記録を譲渡した場合に、システム上どこまで金銭の譲渡と同様に仕組みを作れるかという問題とともに、所持者が引受人に対して有する電子マネーの残高の範囲で免責を受けうる法的地位を第三者に二重譲渡した場合にどうなるかという問題でもある。電磁的記録の移転とともにでなければ、かかる権利又は地位を譲渡できないという約定をしておけば、かかる約定

は、債権の内容を構成するものとして、引受人は、二重の権利の譲受人に対し、その無効を主張することができよう。これは、譲渡禁止の特約以前の債権の内容自体をなすから、悪意又は重過失ある第三者の場合のみならず<sup>70</sup>、善意の第三者にもその無効を主張しうることになる。そうするときは、電子マネーの譲渡は、電子情報の移転によって行いうることになり、債権譲渡の対抗要件の問題は事実上生じないことになる。

(7) ところが、電子マネーについての強制執行については、問題の様相を異にする。電子マネー所持者の債権者は、引受人を第三債務者として、残額の範囲で免責を受けるべき法的地位<sup>71</sup>を差し押さえて強制執行することができる余地がある。これは、その他財産権の執行となる（民事執行法第167条）。ただし、こうなるためには、いくつかの前提をクリアしなければならない。

すなわち、第1に、第三債務者には、その責めに帰すべき事由なく二重払いの危険を負わせるべきものではないから、第三債務者に差押えの通知が送達されたときは、以後当該利用者に係る電子マネーの利用による債務の免責をシステム上停止しうるものでなければならない。ところが、いわゆるオープン・ループ型の電子マネーであって、債務引受人においてその真贋を判定して支払うべきものとの判断ができて、金銭と同様に誰からいかなる権限で譲渡されてきたものか特定が付かない仕組みである場合には、この前提を欠くことになる。

また、第2に、この点は、誰が譲渡した電子情報であるのかについて識別することができて、その結果、電子マネーの利用による債務の免責を防止しうる場合であっても、免責を受けうる法律上の地位を差し押さえたことをもって、これを知ることができない電子情報の譲受人の権利を否定するのは妥当を欠く。また、債権者しか知りえないパスワードや暗号情報等をともに知らなければ財産的価値を生じないものまで、譲渡命令（民事執行法162条）で売却換価できるのかという問題もある。電子情報及び関連情報と一緒に利用することができないものである以上、買い手も出現しないし、そもそも電子情報等を伴わないと結局売却できないこととなる。第三債務者等をして利用者（債務者）が有する電子情報を利用不能にする代わりに、発行見合金を自己勘定に移して免責を与えるべき債務引受人の債務が消滅するものとし、その返還請求権に差押えの効力が及ぶというような効力が認められなければならない。これは、第三債務者にとって一般的に義務のないことであるから、このような義務を法定しない限り、結局差押えは功を奏しないことになる。これには、電子マネーの商品設計を法定し、このような新たな債務引受人の義務も法定せざるを得ないこととなって、このように、電子情報その他これを利用可能とする関連情報等とともにでなければ、免責を受ける地位の譲渡も差し押さえも功を奏さないこととなる。結局、金銭と同様にその物を押さえなければ、執行不能又は無価物の差押えをしたのと同様ということになる。さらに厄介なのは、金銭は、金銭という有体物を差し押さえてその占有を取

<sup>70</sup> 預金債権の譲渡禁止について、大判明 38・2・28 民録 11・278

<sup>71</sup> 我妻注 10 前掲

得しさえすれば、目的を達しうるが、電子マネーの場合は、その記録媒体ごと当該電子情報を差し押さえても、パスワードその他関連情報も同時に差し押さえるか、知るかしないかと価値を有しないことである。結局、電子情報自体を記録媒体毎に差し押さえ、かつ、関連情報も同時に入手して初めて金銭の差押えと同様になるということになる。特約で執行不能財産を作り出すことはできないとされているが、事実上の執行不能財産に近い存在となる。これはこれでやむを得ないことであって、法体系に齟齬（そご）が生じているわけではなく、これを妥当とするかどうか、電子マネーのシステムを制約したり、相当のコストを掛けさせてでも、執行を容易にするような方策を講じるかという立法政策の問題となる。なお、この点について、私見を述べれば、事実上の執行不能財産ができることが好ましくないことはいうまでもないものの、証券のない電子的方法による前払式取引についても現状は同様であり、電子マネーが少額決済に用いられるであろうこと及び上記事情にかんがみれば、その弊害はなく、民事執行についての制度が未整備であっても問題を生じることはないものと考えられる。

## 6 . おわりに

前払式法証票規制法が施行されて、約 15 年の月日が過ぎ、その間の技術の進歩に法律の内容が追いつかなくなっていることは、本稿でも、最近の新しい支払モデルの登場やそれをめぐる法律問題の部分で明らかにしたところである。また、最近、Suica 等の登場や規制緩和要請等を通じて、改めて、「電子マネー」という言葉が浮上してきている。今回、本稿では、これまでの電子マネーの状況や諸外国の事情を織り交ぜつつ、電子マネーやプリペイドカードに関するこれまでの法的検討を振り返りながら、新しい電子マネーに関する定義を検討し、その上で、電子マネーの今後の方向性や法的基盤についての課題を提示した。この分野は様々な議論があり、また、今後も技術の進歩とともにその考え方に大きな変化が予想される部分でもある。今回示したものもいくつかある考え方のひとつに過ぎないと思われるが、すでに、いくつかの新しいビジネスモデルが提示されており、近い将来までにさらに議論を詰めておく必要がある分野である。そこで、提示した課題をさらに検討し、「電子的前払式取引要綱」(仮題)という形で、具体的な新しい電子マネーに関するルール作りについて試案のようなものを数ヶ月のうちに提示する予定である。なお、本稿は、いくつかの部分で法改正や法解釈について独自の見解を提示しているが、それらは、すべて、著者両名の個人的見解・意見であり、所属機関のそれではないことを改めて記しておく。

追記：本稿脱稿後、「SUICA」をベースにした IC カード内蔵型カードによる首都圏の交通機関共通乗車カードの発行、「Edy」への全日空のマイレージからの転換、郵政公社とソニーファイナンスによる「Edy」型搭載型キャッシュカード発行の計画が発表されるなど、電子マネーをめぐる動きは急速に拡大のきざしを見せているが、未だ、その概念や法的責任問題についての議論は、ほとんどなされていない。本稿で提示した課題を急ぎ検討し、概念の明確化と利用者保護を考慮したルール作りの検討を進めていきたい。